

卷末資料

1. テレマーケティング（電話アンケート）調査集計結果

単純集計

都道府県（単回答）

	件数	全体%	無回答除%
北海道	9	4.7%	4.7%
青森県	2	1.1%	1.1%
岩手県	0	0.0%	0.0%
宮城県	1	0.5%	0.5%
秋田県	0	0.0%	0.0%
山形県	0	0.0%	0.0%
福島県	4	2.1%	2.1%
茨城県	1	0.5%	0.5%
栃木県	0	0.0%	0.0%
群馬県	0	0.0%	0.0%
埼玉県	6	3.2%	3.2%
千葉県	2	1.1%	1.1%
東京都	87	45.8%	45.8%
神奈川県	6	3.2%	3.2%
新潟県	1	0.5%	0.5%
富山県	0	0.0%	0.0%
石川県	2	1.1%	1.1%
福井県	1	0.5%	0.5%
山梨県	0	0.0%	0.0%
長野県	4	2.1%	2.1%
岐阜県	2	1.1%	1.1%
静岡県	3	1.6%	1.6%
愛知県	10	5.3%	5.3%
三重県	2	1.1%	1.1%
滋賀県	1	0.5%	0.5%
京都府	5	2.6%	2.6%
大阪府	17	8.9%	8.9%
兵庫県	1	0.5%	0.5%
奈良県	0	0.0%	0.0%
和歌山县	0	0.0%	0.0%
鳥取県	0	0.0%	0.0%
島根県	2	1.1%	1.1%
岡山県	3	1.6%	1.6%
広島県	2	1.1%	1.1%
山口県	0	0.0%	0.0%
徳島県	0	0.0%	0.0%
香川県	1	0.5%	0.5%
愛媛県	0	0.0%	0.0%
高知県	0	0.0%	0.0%
福岡県	12	6.3%	6.3%
佐賀県	1	0.5%	0.5%
長崎県	0	0.0%	0.0%
熊本県	1	0.5%	0.5%
大分県	0	0.0%	0.0%
宮崎県	0	0.0%	0.0%
鹿児島県	0	0.0%	0.0%
沖縄県	1	0.5%	0.5%
件数	190	100.0%	100.0%

業種（単回答）

	件数	全体%	無回答除%
私書箱代行サービス	87	45.8%	45.8%
電話代行サービス	35	18.4%	18.4%
事務作業代行サービス	14	7.4%	7.4%
代行サービス	16	8.4%	8.4%
レンタルスペース	26	13.7%	13.7%
貸会議室	2	1.1%	1.1%
荷物預かり	0	0.0%	0.0%
トランクルーム(貸収納)	1	0.5%	0.5%
ホテル	1	0.5%	0.5%
ビジネスホテル	3	1.6%	1.6%
まんが喫茶・インターネットカフェ	0	0.0%	0.0%
郵便物受取サービス	5	2.6%	2.6%
総計	190	100.0%	100.0%

I. 郵便物受取サービス業の概要

問1 郵便物受取サービス業実施形態（単回答）

	件数	全体%	無回答除%
①郵便物受取サービスのみの単独サービスを行っている	42	22.1%	22.1%
②他の契約に付随して(オプション等)、郵便物受取サービスを行っている	148	77.9%	77.9%
総計	190	100.0%	100.0%

問2 郵便物受取サービス業以外に行っている業務（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①事務代行サービス・秘書サービス	35	18.4%	18.4%
②電話受付代行業・電話転送サービス業	71	37.4%	37.4%
③倉庫業(トランクルームを含む)	1	0.5%	0.5%
④荷物預かり業	11	5.8%	5.8%
⑤DM代行サービス業	7	3.7%	3.7%
⑥貸し会議室・レンタルスペース	53	27.9%	27.9%
⑦その他	50	26.3%	26.3%
総計	190	100.0%	100.0%

問3 郵便物受取サービス業開始時期（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①1985年以前	11	5.8%	10.8%
②1986～1990年	6	3.2%	5.9%
③1991～1995年	6	3.2%	5.9%
④1996～2000年	7	3.7%	6.9%
⑤2001～2005年	23	12.1%	22.5%
⑥2006～2010年	44	23.2%	43.1%
⑦2011年以降	5	2.6%	4.9%
無回答	88	46.3%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問4-① 事業者の全従業者数（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①1名	32	16.8%	20.3%
②2名	26	13.7%	16.5%
③3名	18	9.5%	11.4%
④4名	17	8.9%	10.8%
⑤5名	3	1.6%	1.9%
⑥6～10名	19	10.0%	12.0%
⑦11～20名	20	10.5%	12.7%
⑧21名以上	23	12.1%	14.6%
無回答	32	16.8%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問4-② 郵便物受取サービス業に従事している従業者数（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①1名	47	24.7%	29.2%
②2名	34	17.9%	21.1%
③3名	25	13.2%	15.5%
④4名	12	6.3%	7.5%
⑤5名	5	2.6%	3.1%
⑥6～10名	18	9.5%	11.2%
⑦11～20名	10	5.3%	6.2%
⑧21名以上	10	5.3%	6.2%
無回答	29	15.3%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問5-① 郵便物受取サービスの契約者数（法人契約者数）（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①5 件以下	69	36.3%	52.7%
②6~10 件	8	4.2%	6.1%
③11~20 件	20	10.5%	15.3%
④21~50 件	17	8.9%	13.0%
⑤51~100 件	7	3.7%	5.3%
⑥101 件以上	10	5.3%	7.6%
無回答	59	31.1%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問5-② 郵便物受取サービスの契約者数（個人契約者数）（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①5 件以下	65	34.2%	49.2%
②6~10 件	17	8.9%	12.9%
③11~20 件	13	6.8%	9.8%
④21~50 件	15	7.9%	11.4%
⑤51~100 件	8	4.2%	6.1%
⑥101 件以上	14	7.4%	10.6%
無回答	58	30.5%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問6-① 個人契約者の個人契約者の男女比（男性：女性）（単回答）。

男性割合	件数	全体%	無回答除%
①0:10	1	0.5%	0.9%
②1:9	2	1.1%	1.7%
③2:8	2	1.1%	1.7%
④3:7	2	1.1%	1.7%
⑤4:6	2	1.1%	1.7%
⑥5:5	14	7.4%	12.0%
⑦6:4	10	5.3%	8.5%
⑧7:3	17	8.9%	14.5%
⑨8:2	22	11.6%	18.8%
⑩9:1	25	13.2%	21.4%
⑪10:0	20	10.5%	17.1%
無回答	73	38.4%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問6-② 個人契約者の年代（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①20歳代	2	1.1%	2.2%
②30歳代	36	18.9%	39.6%
③40歳代	38	20.0%	41.8%
④50歳代	13	6.8%	14.3%
⑤60歳代	2	1.1%	2.2%
無回答	99	52.1%	—
総計	190	100.0%	100.0%

II. 犯罪収益移転防止法の意識

問7-① トラブルの有無（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①トラブルに遭遇したことはない	132	69.5%	69.5%
②トラブルに遭遇した	58	30.5%	30.5%
総計	190	100.0%	100.0%

問7-② トラブルの内容（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①違法な郵便物の授受に使用された	32	55.2%	55.2%
②郵便物の契約者や送付者などからクレームがあった	14	24.1%	24.1%
③契約者の名義が不自然だったり、契約者が受取人と異なっていた	18	31.0%	31.0%
④その他	16	27.6%	27.6%
総計	58	—	—

問8 犯罪収益移転防止法の認知（単回答）。

	総計	全体%	無回答除%
①良く知っている	85	44.7%	44.7%
②ある程度知っている	36	18.9%	18.9%
③あまり良く知らない	12	6.3%	6.3%
④知らない	57	30.0%	30.0%
総計	190	100.0%	100.0%

問9 経済産業省への要望（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①ホームページにおいて犯罪収益移転防止法に関する情報を増やして欲しい	15	21.7%	21.7%
②犯罪収益移転防止法の説明会の開催頻度を増やして欲しい	5	7.2%	7.2%
③犯罪収益移転防止法の改正の度にその改正の概要を送付して欲しい	31	44.9%	44.9%
④その他（回答を明示的に表示）	8	11.6%	11.6%
④その他（特になし/不明）	19	27.5%	27.5%
総計	69	—	—

問10-① 犯罪収益移転防止法を知ったきっかけ（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①経済産業省又は警察庁のホームページ・説明会における資料	72	59.5%	59.5%
②新聞又はニュース記事	18	14.9%	14.9%
③利用者又は同業者からの情報	12	9.9%	9.9%
④その他	37	30.6%	30.6%
総計	121	—	—

問10-② 犯罪収益移転防止法の本人確認義務を履行する上での問題点（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①利用者が本人確認に応じない	10	8.3%	8.3%
②本人確認や記録保存の具体的方法を教えて欲しい	9	7.4%	7.4%
③運転免許証の偽造など利用者のなりすましが一層巧妙になってきている	24	19.8%	19.8%
④その他（回答を明示的に表示）	6	5.0%	5.0%
④その他（特になし/不明）	77	63.6%	63.6%
総計	121	—	—

問10-③ 犯罪収益移転防止法の義務に追加して実施している取組（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①顔写真入りの本人確認書類の提示又は送付のみ契約している	69	57.0%	57.0%
②複数の本人確認書類が提示又は送付のみ契約している	27	22.3%	22.3%
③利用者の氏名・住居について変更の連絡があった場合は本人確認記録を更新している	25	20.7%	20.7%
④その他（回答を明示的に表示）	17	14.0%	14.0%
④その他（特になし/不明）	19	15.7%	15.7%
総計	121	—	—

問11-① 本人確認の際の対面・非対面の割合（対面：非対面）（法人）（単回答）

対面	件数	全体%	無回答除%
①0:10	9	4.7%	6.9%
②1:9	6	3.2%	4.6%
③2:8	5	2.6%	3.8%
④3:7	3	1.6%	2.3%
⑤5:5	9	4.7%	6.9%
⑥7:3	4	2.1%	3.1%
⑦8:2	4	2.1%	3.1%
⑧9:1	7	3.7%	5.4%
⑨10:0	83	43.7%	63.8%
無回答	60	31.6%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問11-② 本人確認の際の確認書類（法人）（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①登記事項証明書	113	59.5%	59.5%
②印鑑登録証明書	69	36.3%	36.3%
③その他	60	31.6%	31.6%
総計	190	—	—

問11-① 本人確認の際の対面・非対面の割合（対面：非対面）（個人）（単回答）

対面	件数	全体%	無回答除%
①0:10	9	4.7%	7.8%
②1:9	5	2.6%	4.3%
③2:8	5	2.6%	4.3%
④3:7	2	1.1%	1.7%
⑤4:6	1	0.5%	0.9%
⑥5:5	11	5.8%	9.6%
⑦6:4	2	1.1%	1.7%
⑧7:3	3	1.6%	2.6%
⑨8:2	3	1.6%	2.6%
⑩9:1	7	3.7%	6.1%
⑪10:0	67	35.3%	58.3%
無回答	75	39.5%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問11-② 本人確認の際の確認書類（個人）（複数回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①運転免許証、運転経歴証明書	113	59.5%	59.5%
②健康保険証	62	32.6%	32.6%
③健康保険証	30	15.8%	15.8%
④住民基本台帳カード	50	26.3%	26.3%
⑤旅券（パスポート）	65	34.2%	34.2%
⑥在留カード、特別永住者証明書	11	5.8%	5.8%
⑦その他	31	16.3%	16.3%
総計	190	—	—

問12-① 改正犯罪収益移転防止法の認知（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①良く知っている	28	14.7%	14.8%
②ある程度知っている	19	10.0%	10.1%
③あまり良く知らない	17	8.9%	9.0%
④知らない	125	65.8%	66.1%
無回答	1	0.5%	—
総計	190	100.0%	100.0%

問12-② 犯罪収益移転防止法の説明会（単回答）。

	件数	全体%	無回答除%
①是非とも参加したい	26	13.7%	13.8%
②都合がつけば参加したい	91	47.9%	48.4%
③参加する予定はない	71	37.4%	37.8%
無回答	2	1.1%	—
総計	190	100.0%	100.0%

クロス集計については、シングルアンサー形式で且つ回答率の高い設問を中心に行った。

クロス集計×所在地

I. 郵便物受取サービス業の概要

問1. 郵便物受取サービス業実施形態（単回答）。

	1.北海道	2.東北	3.関東	4.中部	5.近畿	6.中国	7.四国	8.九州	9.沖縄	合計
①郵便物受取サービスのみの単独サービスを行っている	5 55.6%	2 28.6%	26 23.6%	5 31.3%	3 12.0%	- -	- -	1 7.1%	- -	42 22.1%
②他の契約に付随して、郵便物受取サービスを行っている	4 44.4%	5 71.4%	84 76.4%	11 68.8%	22 88.0%	7 100.0%	1 100.0%	13 92.9%	1 100.0%	148 77.9%
無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合計	9 100.0%	7 100.0%	110 100.0%	16 100.0%	25 100.0%	7 100.0%	1 100.0%	14 100.0%	1 100.0%	190 100.0%

II. 犯罪収益移転防止法の意識

問7-① トラブルの有無（単回答）。

	1.北海道	2.東北	3.関東	4.中部	5.近畿	6.中国	7.四国	8.九州	9.沖縄	合計
①トラブルに遭遇したことはない	7 77.8%	6 85.7%	67 60.9%	11 68.8%	22 88.0%	5 71.4%	1 100.0%	12 85.7%	1 100.0%	132 69.5%
②トラブルに遭遇した	2 22.2%	1 14.3%	43 39.1%	5 31.3%	3 12.0%	2 28.6%	- -	2 14.3%	- -	58 30.5%
無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合計	9 100.0%	7 100.0%	110 100.0%	16 100.0%	25 100.0%	7 100.0%	1 100.0%	14 100.0%	1 100.0%	190 100.0%

問8. 犯罪収益移転防止法の認知（単回答）。

	1.北海道	2.東北	3.関東	4.中部	5.近畿	6.中国	7.四国	8.九州	9.沖縄	合計
①良く知っている	5 55.6%	2 28.6%	51 46.4%	7 43.8%	11 44.0%	1 14.3%	1 100.0%	7 50.0%	- -	85 44.7%
②ある程度知っている	3 33.3%	- -	24 21.8%	- -	4 16.0%	1 14.3%	- -	3 21.4%	1 100.0%	36 18.9%
③あまり良く知らない	- -	1 14.3%	7 6.4%	- -	4 16.0%	- -	- -	- -	- -	12 6.3%
④知らない	1 11.1%	4 57.1%	28 25.5%	9 56.3%	6 24.0%	5 71.4%	- -	4 28.6%	- -	57 30.0%
無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合計	9 100.0%	7 100.0%	110 100.0%	16 100.0%	25 100.0%	7 100.0%	1 100.0%	14 100.0%	1 100.0%	190 100.0%

問12-① 改正犯罪収益移転防止法の認知（単回答）。

	1.北海道	2.東北	3.関東	4.中部	5.近畿	6.中国	7.四国	8.九州	9.沖縄	合計
①良く知っている	2 22.2%	- -	17 15.5%	1 6.3%	4 16.0%	- -	1 100.0%	3 21.4%	- -	28 14.7%
②ある程度知っている	1 11.1%	1 14.3%	16 14.5%	- -	- -	- -	- -	1 7.1%	- -	19 10.0%
③あまり良く知らない	1 11.1%	1 14.3%	8 7.3%	- -	5 20.0%	- -	- -	2 14.3%	- -	17 8.9%
④知らない	5 55.6%	5 71.4%	69 62.7%	15 93.8%	15 60.0%	7 100.0%	- -	8 57.1%	1 100.0%	125 65.8%
無回答	- -	- -	- -	- -	1 4.0%	- -	- -	- -	- -	1 0.5%
合計	9 100.0%	7 100.0%	110 100.0%	16 100.0%	25 100.0%	7 100.0%	1 100.0%	14 100.0%	1 100.0%	190 100.0%

クロス集計×業種

I. 郵便物受取サービス業の概要

問1. 郵便物受取サービス業実施形態（単回答）。

	1.私書箱代行サービス	2.電話代行サービス	3.事務作業代行サービス	4.代行サービス	5.レンタルスペース	その他	合計
①郵便物受取サービスのみの単独サービスを行っている	23 26.4%	4 11.4%	3 21.4%	8 50.0%	1 3.8%	3 25.0%	42 22.1%
②他の契約に付随して、郵便物受取サービスを行っている	64 73.6%	31 88.6%	11 78.6%	8 50.0%	25 96.2%	9 75.0%	148 77.9%
無回答	- -						
合計	87 100.0%	35 100.0%	14 100.0%	16 100.0%	26 100.0%	12 100.0%	190 100.0%

II. 犯罪収益移転防止法の意識

問7-① トラブルの有無（単回答）。

	1.私書箱代行サービス	2.電話代行サービス	3.事務作業代行サービス	4.代行サービス	5.レンタルスペース	その他	合計
①トラブルに遭遇したことはない	57 65.5%	24 68.6%	11 78.6%	12 75.0%	21 80.8%	7 58.3%	132 69.5%
②トラブルに遭遇した	30 34.5%	11 31.4%	3 21.4%	4 25.0%	5 19.2%	5 41.7%	58 30.5%
無回答	- -						
合計	87 100.0%	35 100.0%	14 100.0%	16 100.0%	26 100.0%	12 100.0%	190 100.0%

問8. 犯罪収益移転防止法の認知（単回答）。

	1.私書箱 代行サー ビス	2.電話代 行サービ ス	3.事務作 業代行サ ービス	4.代行サ ービス	5.レンタ ルスペース	その他	合計
①良く知っている	44 50.6%	18 51.4%	8 57.1%	6 37.5%	4 15.4%	5 41.7%	85 44.7%
②ある程度知っている	18 20.7%	7 20.0%	2 14.3%	1 6.3%	3 11.5%	5 41.7%	36 18.9%
③あまり良く知らない	6 6.9%	2 5.7%	0 0.0%	1 6.3%	3 11.5%	0 0.0%	12 6.3%
④知らない	19 21.8%	8 22.9%	4 28.6%	8 50.0%	16 61.5%	2 16.7%	57 30.0%
無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合計	87 100.0%	35 100.0%	14 100.0%	16 100.0%	26 100.0%	12 100.0%	190 100.0%

問12-① 改正犯罪収益移転防止法の認知（単回答）。

	1.私書箱 代行サー ビス	2.電話代 行サービ ス	3.事務作 業代行サ ービス	4.代行サ ービス	5.レンタ ルスペース	その他	合計
①良く知っている	15 17.2%	7 20.0%	1 7.1%	2 12.5%	2 7.7%	1 8.3%	28 14.7%
②ある程度知っている	11 12.6%	2 5.7%	2 14.3%	- -	2 7.7%	2 16.7%	19 10.0%
③あまり良く知らない	4 4.6%	6 17.1%	- -	- -	3 11.5%	4 33.3%	17 8.9%
④知らない	57 65.5%	19 54.3%	11 78.6%	14 87.5%	19 73.1%	5 41.7%	125 65.8%
無回答	- -	1 2.9%	- -	- -	- -	- -	1 0.5%
合計	87 100.0%	35 100.0%	14 100.0%	16 100.0%	26 100.0%	12 100.0%	190 100.0%

2. 説明会参加者アンケート集計結果

問1. 郵便物受取サービスの提供状況について（単回答）。

	①提供している	②今後提供することを考えている	無回答	総計
総計	82 85.4%	9 9.4%	5 5.2%	96 100.0%

問2. 2012年11月に実施した電話によるアンケート調査について（単回答）。

	①答えやすい内容だった	②答えにくかった	③覚えていない	無回答	総計
総計	24 25.0%	5 5.2%	26 27.1%	41 42.7%	96 100.0%

問3. 今回の説明会で使用した「郵便物受取サービス業者（私設私書箱）の法令遵守事項（資料4）」について

(1) 「2. 取引時確認の事項」において、平成25年4月1日から以下の項目を、新たに確認しなければならない事項について（単回答）。

- ・ 取引を行う目的
- ・ (顧客が自然人(個人)の場合は) 職業
- ・ (顧客が法人の場合は) 事業内容及び実質的支配者

	①理解できた	②理解できなかつた	無回答	総計
総計	87 90.6%	6 6.3%	3 3.1%	96 100.0%

(2) 「2. 取引時確認の事項」において、平成25年4月1日から、本人確認不要の適用除外の規定は撤廃され、すべての契約を締結するに際して取引時確認を行わなければならないことについて。（単回答）。

	①理解できた	②理解できなかつた	無回答	総計
総計	93 96.9%	— —	3 3.1%	96 100.0%

(3) 「3. 取引時確認の方法」において、対面／非対面ごとに、自然人（個人）／法人それぞれの場合の本人確認書類について（単回答）。

	①理解できた	②理解できなか った	無回答	総計
総計	92 95.8%	1 1.0%	3 3.1%	96 100.0%

(4) 「4. 取引時確認の記録の作成及び保存」（5から7ページ）において、自然人（個人）／法人それぞれの場合の取引時確認の記録の参考フォーマットの記録方法について（単回答）。

	①理解できた	②理解できなか った	無回答	総計
総計	92 95.8%	1 1.0%	3 3.1%	96 100.0%

(5) 犯罪収益移転防止法において、その他の以下の義務について（単回答）。

- ・ 「2. 取引時確認の事項」のハイリスク取引時の確認の追加
- ・ 「5. 取引の記録の作成及び保存」
- ・ 「6. 疑わしい取引の届出」

	①理解できた	②理解できなか った	無回答	総計
総計	89 92.7%	2 2.1%	5 5.2%	96 100.0%

3. 説明会の概要

【説明会参加結果】

テレマーケティング（電話アンケート）調査にて説明会への参加意向を示した 124 事業者内の 43 事業者から実際の参加を得た。また事前に FAX 申し込みのあった 80 事業者内の 67 事業者から実際の参加を得た。さらに当日飛び込みで参加した事業者が 6 事業者あり、計 116 事業者の参加となった。

説明会参加結果事業者数（人数）

開催日	会場	電話調査時参加意向を示した 事業者の状況			FAX 申込み事業者の 状況			当日飛び込み (F)	参加実績計 [=C+E+F]
		計 (A) [=B+C]	不参加 (B)	参加 (C)	参加 申込 (D)	参加 (E)			
1月9日	名古屋	8	4	4 (4)	7	4 (5)	0 0	8 (9)	
1月11日	大阪	23	19	4 (5)	8	7 (8)	2 (2)	13 (15)	
1月21日	福岡	15	11	4 (4)	4	4 (4)	2 (2)	10 (10)	
1月16日	東京第1	78	48	20 (23)	32	29 (39)	1 (2)	50 (64)	
1月28日	東京第2			11 (12)	29	23 (31)	1 (1)	35 (44)	
計		124	82	43 (48)	80	67 (87)	6 (7)	116 (142)	

(注) ()は人数。

4. 説明会資料

犯罪収益移転防止法に関する説明会（平成25年1月開催）資料一覧

- ◇ 犯罪収益移転防止法の概要（平成25年4月） (警察庁)

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/filowcls20130201.pdf>)

【附属資料】リーフレット

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/pdf/leaf20130401.pdf>)

【附属資料】ポスター

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/pdf/poster20130401.pdf>)

- ◇ 利殖勧誘事犯に悪用されないためのお願い (警察庁)

- ◇ 郵便物受取サービス業者（私設私書箱）の法令遵守事項 (経済産業省)

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/pdf/h25aml_act_pr.pdf)

- ◇ 犯罪収益移転防止法に関する留意事項 (経済産業省)

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/pdf/anti_money_laundering_guidline.pdf)

- ◇ 取引時確認記録参考様式 (経済産業省)

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/pdf/transactions_check_annotation.pdf)

犯罪収益移転防止法の概要

～平成25年4月1日以降の特定事業者向け資料～

平成24年11月



JAFIC : Japan Financial Intelligence Center
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

【 目 次 】

1. 犯罪収益移転防止法とは	1
【マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の目的】	
【マネー・ローンダリング／テロ資金供与とは】	
【犯罪収益移転防止法の制定】	
【犯罪収益移転防止法の一部改正】	2
別表1	3
2. 國際的な要請に応えるための我が国の取組	4
別表2	5
別表3	6
3. 特定事業者と義務	7
【特定事業者】	
【特定事業者の義務】	
別表4	8
4. 特定業務と特定取引等	9
別表5	10
別表6	11
別表7	12
5. 取引時確認とは	13
【顧客についての確認】	
【代表者等についての確認】	
6-1. 本人特定事項の確認とは	14
【本人特定事項の確認の対象者】	
6-2. 本人特定事項の確認に必要な書類と確認方法	15
【本人特定事項の確認の際に必要となる本人確認書類】	
【本人特定事項の確認の方法（通常の取引の場合）】	
別表8	16
【本人特定事項の確認の方法（ハイリスク取引の場合）】	18
7. 取引を行う目的の確認方法	19
【取引を行う目的とは】	
【取引を行う目的の確認方法】	
8. 職業・事業の内容の確認方法	20
【職業・事業の内容とは】	
【職業・事業の内容の確認方法】	
9. 実質的支配者の確認方法	21
【実質的支配者とは】	
【実質的支配者の確認方法】	
10. 資産及び収入の状況の確認	22
【資産及び収入の状況とは】	
【資産及び収入の状況の確認方法】	
11. 既に取引時確認をしたことのある顧客との取引	23
12. 平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客との取引	24
13. 確認記録の作成・保存	25
【確認記録の記載事項】	
別表9	27
14. 取引記録等の作成・保存	31
【取引記録等の記載事項】	
15. 疑わしい取引の届出	32
【疑わしい取引の届出をすべき場合とは】	
①特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合	
②顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある場合	33

③疑いがある	
別表 10	35
【疑わしい取引の届出内容】	37
【疑わしい取引として届け出た情報の取扱い】	
【特定事業者と犯罪収益】	
16. 取引時確認等を的確に行うための措置	39
【取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置】	
【使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備】	
17. その他	40
【事業者に対する監督等】	
【事業者の免責】	
【虚偽による取引時確認に係る事項の申告】	

【本資料における略称】

「犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律

「平成 23 年改正犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

「金融機関等本人確認法」：金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

「組織的犯罪処罰法」：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

「麻薬特例法」：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

1. 犯罪収益移転防止法とは

＜別表1 参照＞

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益の移転がその剥奪や被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものです。

【マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の目的】

組織的な犯罪行為には資金が必要ですが、マネー・ローンダリング／テロ資金供与を放置すると犯罪組織が自由に使える資金を手にすることになります。また犯罪組織が犯罪収益を合法的な経済活動に投入し、その支配力を及ぼすことで更に勢力、権力を拡大するおそれもあります。つまりマネー・ローンダリング／テロ資金供与防止のねらいは、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を目指すことがあるといえます。

【マネー・ローンダリング／テロ資金供与とは】

マネー・ローンダリングとは、違法な起源を偽装する目的で犯罪収益を処理することとされています。つまり犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり金融商品や不動産、宝石などに形態を変えてその出所を隠したりすることをいいます。

テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックなどのテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。架空名義口座を利用したり、正規の取引を装ったりして集めた資金がテロリストの手に渡ることが判らないようにされています。このように、テロ資金供与はお金の流れを隠す点でマネー・ローンダリングと共通しています。

【犯罪収益移転防止法の制定】

マネー・ローンダリングの形態は、金融機関等による本人確認等の強化に伴い、それ以外の不動産売買などを利用したり、弁護士に資金の保管を依頼するなど、手口の複雑化・巧妙化がみられています。

また、国際的にも同様の傾向がみられ、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の国際基準ともいうべきFATF勧告においても、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することが各国に求められています。

犯罪収益移転防止法は、このような犯罪による収益の移転をめぐる内外の動向に対応するため、本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存及び疑わしい取引の届出が義務付けられる事業者の範囲を、従来の金融機関等から、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、（疑わしい取引の届出を除き）司法書士などの法律・会計の専門家に拡大するとともに、疑わしい取引に関する情報を集約・整理・分析して捜査機関等に提供する業務を担うFBIを金融庁から国家公安委員会に移管することなどを主な内容として平成19年3月に制定されました。

【犯罪収益移転防止法の一部改正】

犯罪収益移転防止法制定後のマネー・ローンダリングをめぐる状況を踏まえ、平成23年4月、平成23年改正犯罪収益移転防止法が成立し、平成25年4月1日から施行されることとされています。

その概要は、次のとおりです。

○ 取引時の確認事項の追加（土業者を除く。）

一定の取引を行う際の確認事項に、本人特定事項に加え、次のものが追加されました。

- ・ 取引を行う目的
- ・ 職業（自然人）又は事業の内容（法人・人格のない社団又は財団）
- ・ 実質的支配者（法人）
- ・ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部）

※ これらの確認事項は、事業者が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断をより的確に行うために追加されたものであり、特定事業者は、顧客等が行う取引の態様が、その取引を行う目的や職業・事業内容等の属性情報等に照らし合わせて不自然でないかどうかを吟味することにより、当該取引が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかを判断する必要があります。

なお、確認事項が追加されることに伴い、取引に際して行う確認を「取引時確認」と、確認をした際に作成する記録を「確認記録」とすることとしています。

○ ハイリスク取引の類型の追加

マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引（ハイリスク取引）の類型を定め、

- ・ 厳格な方法による確認の対象とされました。

○ 取引時確認等を的確に行うための措置の追加

事業者は、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育等の必要な体制の整備に努めなければならないこととされました。

○ 特定事業者の追加

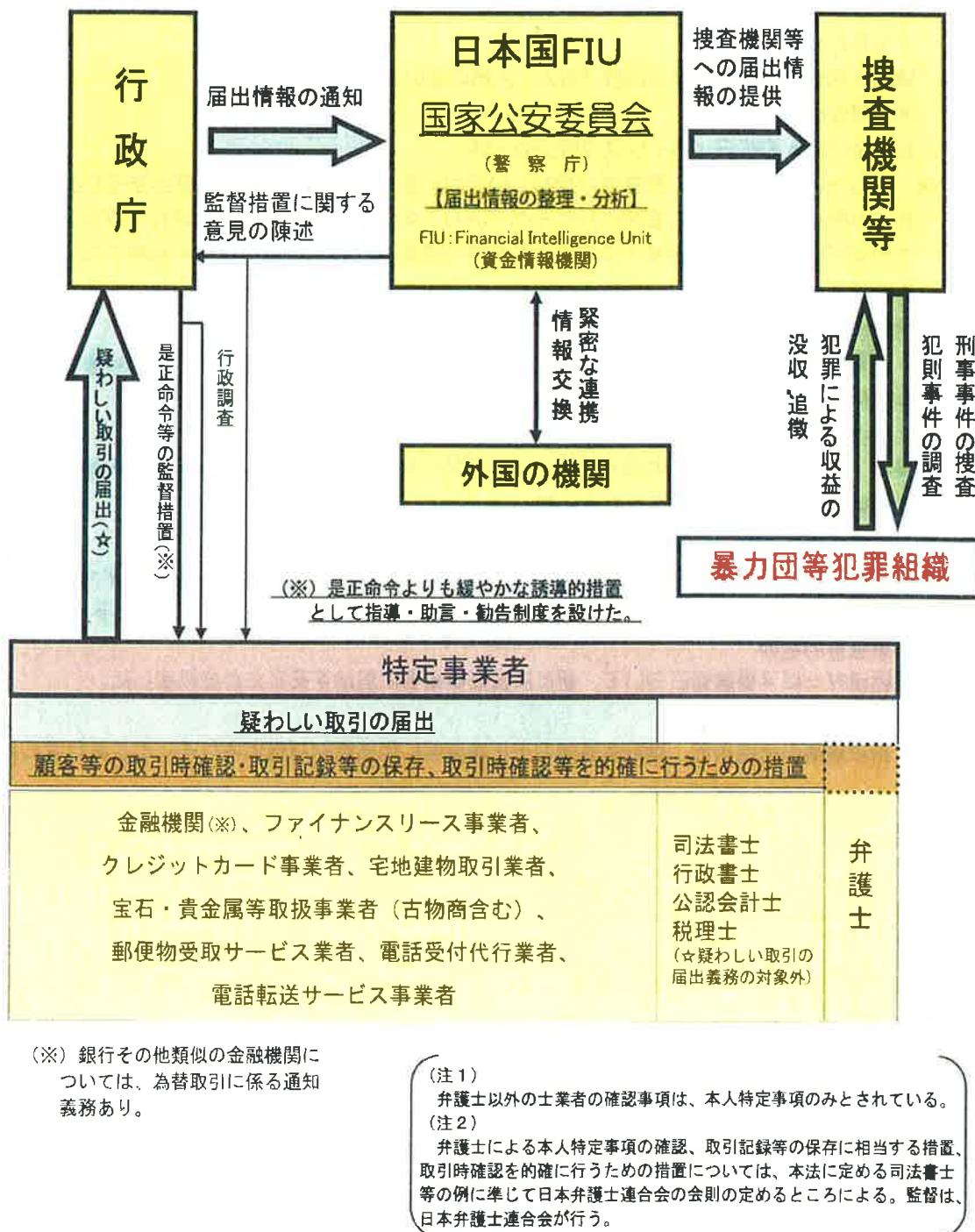
電話転送サービス事業者について、新たに特定事業者に追加することとされました。

○ 罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則が強化されることとされました。

別表1

犯罪による収益の移転防止に関する法律



2. 國際的な要請に応えるための我が国の取組

＜別表2、3参照＞

マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策は、一国のみが規制を強化しても、相対的に規制の緩い国で行われる傾向にあることから、その取組には国際的な協調が不可欠となっています。FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、2001年9月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしています。

1990年、FATFは、マネー・ローンダリング対策の国際基準ともいべき「40の勧告」を発表し、金融機関への顧客の本人確認及び疑わしい取引報告の義務付け等を提言しました。さらに、2003年に、非金融業者（不動産業者、宝石商等）・職業的専門家（法律専門家等）に対する適用を盛り込んだ新たな「40の勧告」を発表しました。また、2001年9月11日の米国同時多発テロ発生を受け、新たなテロ資金供与対策の国際基準ともいべきテロ資金供与に関する「8の特別勧告」（2004年10月には「9の特別勧告」）を発表し、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等を提言しました。

我が国では、このような国際的動向を受けて、1990年6月に大蔵省等から金融機関等に対して顧客の本人確認実施の要請がなされ、1992年7月に麻薬特例法により金融機関等に薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリング情報の届出を義務付ける「疑わしい取引の届出制度」が創設されました。

さらに、その後の動向を踏まえ、2000年2月には組織的犯罪処罰法により届出制度が拡充されました。同法は、届出の対象となる犯罪を「一定の重大犯罪」に拡大するとともに、マネー・ローンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して検査機関に提供する権限を、金融庁長官（特定金融情報室）に付与しました。

2002年6月には、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律が可決・成立しました。同法の施行（同年7月2日）に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされました。

2003年1月6日には金融機関等本人確認法が施行され、金融機関等による顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられました。

近年、金融機関以外の事業者がマネー・ローンダリング行為に利用されるなど、その手口が複雑かつ巧妙化していることから、2003年6月のFATFの新たな「40の勧告」を受け、国際的な枠組みの中で我が国においても同勧告を実施し、対策を抜本的に強化する必要が認められました。

そこで、2004年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において同勧告の実施を盛り込んだ「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し、2005年11月には、警察庁が同勧告を実施するための法律を作成することなどが決定されました。これを受けて、警察庁は関係省庁と協力して法律を策定し、2007年3月に犯罪収益移転防止法が成立、公布されました。同法の一部施行により、同年4月からFIU（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）に移管されました。

犯罪収益移転防止法は2008年3月1日から全面的に施行され、これに伴い、従来、金融機関等に本人確認、疑わしい取引の届出等を義務付けていた金融機関等本人確認法及び組織的犯罪処罰法第5章（疑わしい取引の届出）は廃止、削除されました。

さらに、2008年に公表された第3次対日相互審査におけるFATFからの指摘等を踏まえ、我が国におけるマネー・ローンダリング対策を一層推進するため、2011年4月に平成23年改正犯罪収益移転防止法が成立し、2013年4月1日から全面的に施行されることとされています。

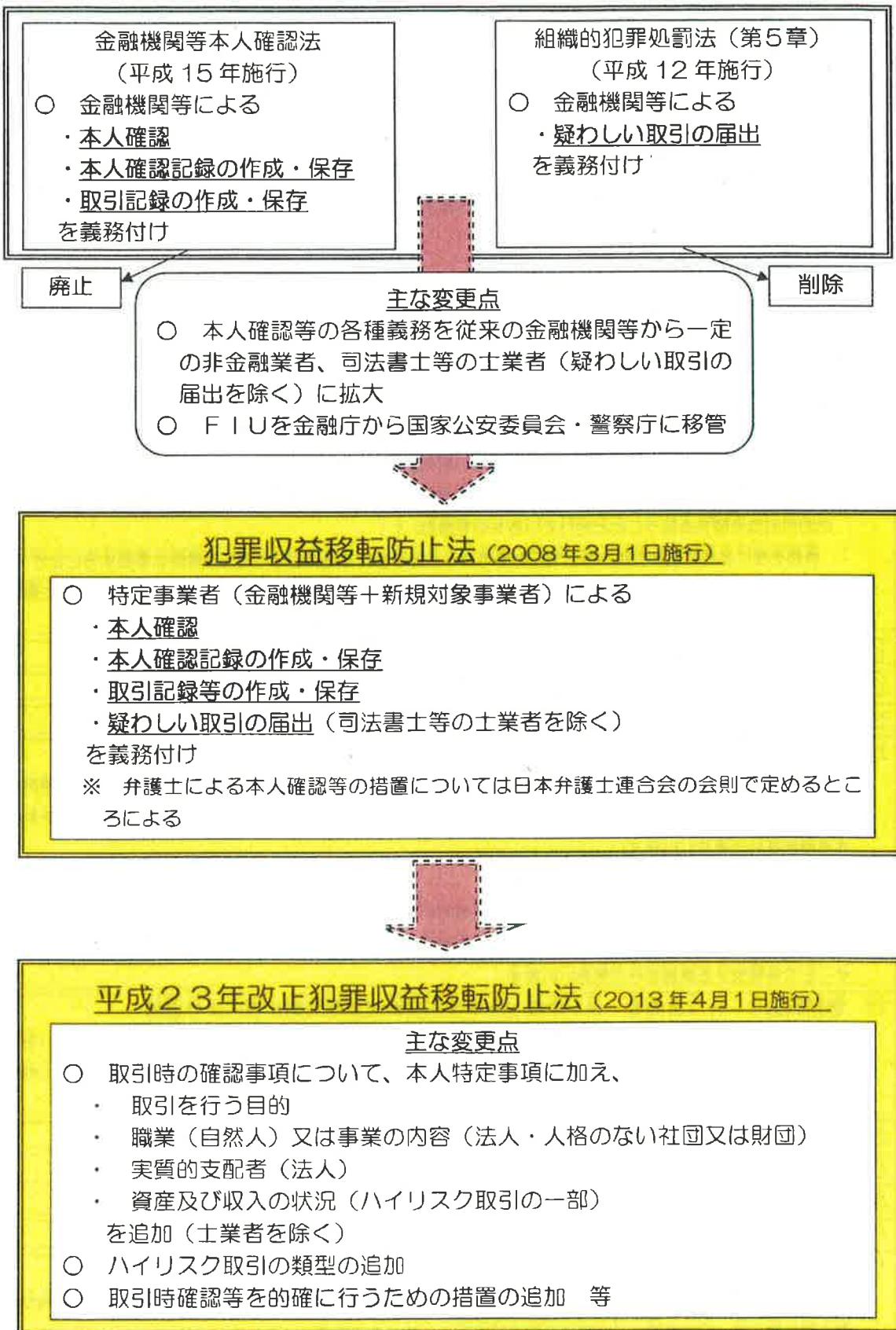
別表2

《国際社会と我が国の取組の主な経緯》

	国際的取組等	我が国の取組
1989年7月	アルシュ・サミット ○ FATF設置の採択	
1990年4月	FATF「40の勧告」を提言 ○ 顧客の本人確認の義務付け ○ 疑わしい取引の金融規制当局への報告の義務付け	
6月		顧客の本人確認義務等に関する通達を発出（大蔵省等）
1992年7月		麻薬特例法の施行（薬物犯罪に関する疑わしい取引の届出制度の創設）
1996年6月	FATF「40の勧告」を改訂 ○ 前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け	
2000年2月		組織的犯罪処罰法施行（前提犯罪の拡大）
2001年9月	米国における同時多発テロ事件発生	
10月	FATF「テロ資金供与に関する特別勧告」を発表 ○ テロ資金供与の犯罪化、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等	
2002年7月		テロ資金供与処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行により、前提犯罪にテロ資金供与罪を追加
2003年1月		金融機関等本人確認法の施行（金融機関等による顧客の本人確認義務等の法定化）
6月	FATF「40の勧告」を再改定 ○ 非金融業者（不動産業者、宝石商等）、職業的専門家（法律専門家等）への勧告の適用	
2007年3月		犯罪収益移転防止法成立 ○ FICUを金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管（同年4月施行） ○ 金融機関等に加え、一定の非金融業者、司法書士等の士業者への本人確認等の義務付け（2008年3月施行）
2011年4月		平成23年改正犯罪収益移転防止法成立（2013年4月全面施行） ○ 取引時の確認事項の追加 ○ ハイリスク取引の類型の追加 ○ 取引時確認等を的確に行うための措置の追加 等

別表3

《犯罪収益移転防止法の体系》



3. 特定事業者と義務

＜別表4参照＞

犯罪収益移転防止法の対象事業者（特定事業者）は、顧客と一定の取引を行うに際して取引時確認を行うことが必要となるなど、一定の法令上の義務が課されています。

從来から、金融機関等は、金融機関等本人確認法及び組織的犯罪処罰法に基づき、本人確認や疑わしい取引の届出等の義務の対象となっていましたが、犯罪収益移転防止法及び平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行により、以下の事業者が特定事業者となっています。

【特定事業者】

○ 金融機関等
○ ファイナンスリース事業者
※ ファイナンスリースとは、物品を調達しようとする顧客に対して、リース会社が代わってそれを購入して賃貸する形態の取引をいい、ファイナンスリース業に該当する賃貸は以下の要件を満たすものとされています。 ・ 賃貸に係る契約が、賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるもの（契約において解除することができない旨の定めがないものであっても、賃借人が当該契約期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る賃貸料のおおむね全額を支払うこととされているものを含む。）。 ・ 賃貸を受ける者が当該賃貸に係る物品の使用からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴って生じる費用を実質的に負担（賃貸料の合計額がその物品の取得のために通常要する価額のおおむね90%を超える場合。）すべきこととされているもの。
○ クレジットカード事業者
○ 宅地建物取引業者
○ 宝石・貴金属等取扱事業者
○ 郵便物受取サービス業者（いわゆる私設私書箱）
※ 郵便物受取サービス業者とは、顧客に対し、受取サービス業者の事務所等を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、事務所等において顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを顧客に引き渡すサービスを提供する業務を行う者をいいます。
○ 電話受付代行業者（いわゆる電話秘書）
※ 電話受付代行業者とは、顧客に対し、受付代行業者の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、顧客宛ての受付代行業者の電話番号に係る電話（FAXを含む。）を受けてその内容を顧客に連絡するサービスを提供する業務を行う者をいいます。
○ 電話転送サービス事業者 ※ 平成23年改正犯罪収益移転防止法により追加
※ 電話転送サービス事業者とは、顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者をいいます。
○ 司法書士又は司法書士法人
○ 行政書士又は行政書士法人
○ 公認会計士又は監査法人
○ 税理士又は税理士法人
○ 弁護士又は弁護士法人
※ 本人特定事項の確認、確認記録・取引記録等の作成・保存に相当する措置については、司法書士等の他の士業者の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによります。

【特定事業者の義務】

特定事業者には、以下の義務が課されています。

- 取引時確認
- 確認記録の作成・保存（7年間保存）
- 取引記録等の作成・保存（7年間保存）
- 疑わしい取引の届出（※司法書士等の士業者を除く）
※ 士業者の依頼者との関係に与える影響等について引き続き検討を行う必要があることから、士業者はその対象から除かれています。
- 取引時確認等を的確に行うための措置

別表4

《特定事業者と義務》

特定事業者 【2条2項】	取引時確認 【4条】	確認記録の 作成・保存 【6条】	取引記録等の 作成・保存 【7条】	取引時確認等 を的確に行う ための措置 【10条】	疑わしい取引の 届出 【8条】
金融機関等（1号～36号）					
ファイナンスリース事業者(37号)					<u>特定業務において</u> 収受した財産 が犯罪による収 益である疑いが あり、 又は
クレジットカード事業者(38号)	<u>顧客との間で、特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、</u> <ul style="list-style-type: none">・ 本人特定事項・ 取引を行う目的・ 職業・事業内容・ 実質的支配者・ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部） の確認を行わなければならない		<u>特定業務に係る取引を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない</u>		<u>顧客が特定業務に関しマネー・ローンダリングを行っている疑いがある</u> と認められる場合においては、速やかに届け出なければならぬ
宅地建物取引業者(39号)					
宝石・貴金属等取扱事業者(40号)					
郵便物受取サービス業者(41号)					
電話受付代行業者(41号)					
電話転送サービス事業者(41号)					
司法書士又は司法書士法人(43号)					
行政書士又は行政書士法人(44号)	<u>顧客との間で、特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、本人特定事項の確認を行わなければならない</u>		<u>特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければならない</u>		
公認会計士又は監査法人(45号)					
税理士又は税理士法人(46号)					
弁護士又は弁護士法人(42号)	司法書士等の他の士業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【11条】				

4. 特定業務と特定取引等

＜別表5参照＞

犯罪収益移転防止法では、特定事業者が行う業務の全てが必ずしも義務の対象となるわけではなく、義務の対象となる業務（「特定業務」）の範囲が定められています。

例えば、宅地建物取引業者であれば、宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介に係る業務が同法の義務の対象であって、宅地建物の賃貸に係る業務は対象となりません。

同様に、司法書士や公認会計士であれば、①宅地建物の売買に関する行為又は手続、②会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続、③現金、預金等の財産の管理又は処分、についての代理又は代行に係るものが同法の義務の対象であって、依頼者からの法律相談や監査業務等は対象となりません。

また、特定事業者が顧客と取引を行う際に取引時確認が必要となるのは、全ての取引についてではなく、特定業務のうち一定の取引（「特定取引等」）とされています。

例えば、宝石・貴金属等取扱事業者であれば、特定業務である宝石・貴金属等の売買業務のうち、代金の支払が現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結が特定取引等として取引時確認が必要になります。

特定取引等は、

- 通常の取引
 - マネー・ローンダリングに用いられるおそれが特に高い取引（ハイリスク取引）
- の2つの類型に分かれています（別表6参照）。

いずれの取引であるかにより確認事項及びその確認方法が異なることとなります（詳しくは「5. 取引時確認とは」を参照してください。）。

《通常の取引》

特定取引に当たる取引のうち、ハイリスク取引に該当しない取引をいいます（別表7参照）。

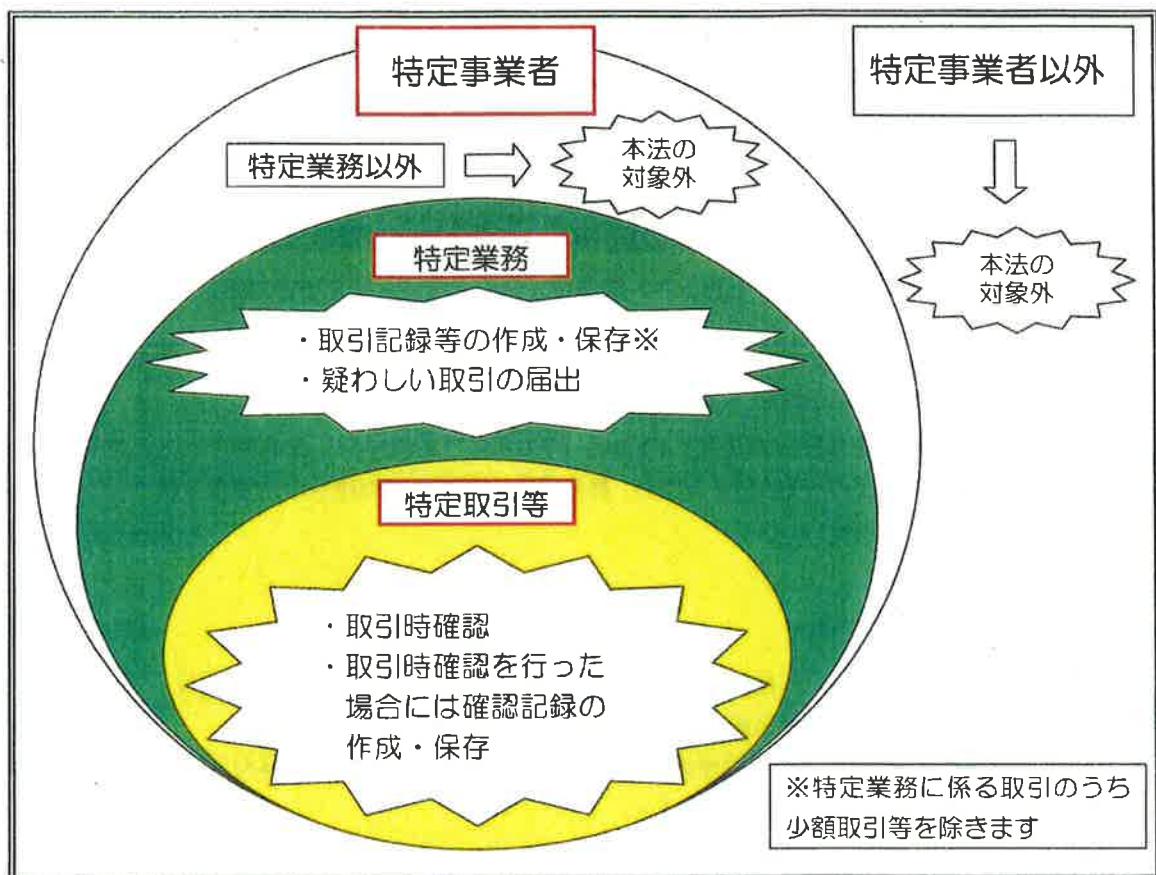
《ハイリスク取引》

次のいずれかに該当する取引をいいます。

- なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引
具体的には、次の取引をいいます。
 - ・ 取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結（例えば、預貯金契約の締結）に際して行われた取引時確認に係る顧客又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の当該取引
 - ・ 取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又はその代表者等との取引
- 特定国等に居住・所在している顧客との取引
マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（平成24年11月時点ではイラン及び北朝鮮となる予定）に居住している顧客との取引等をいいます。

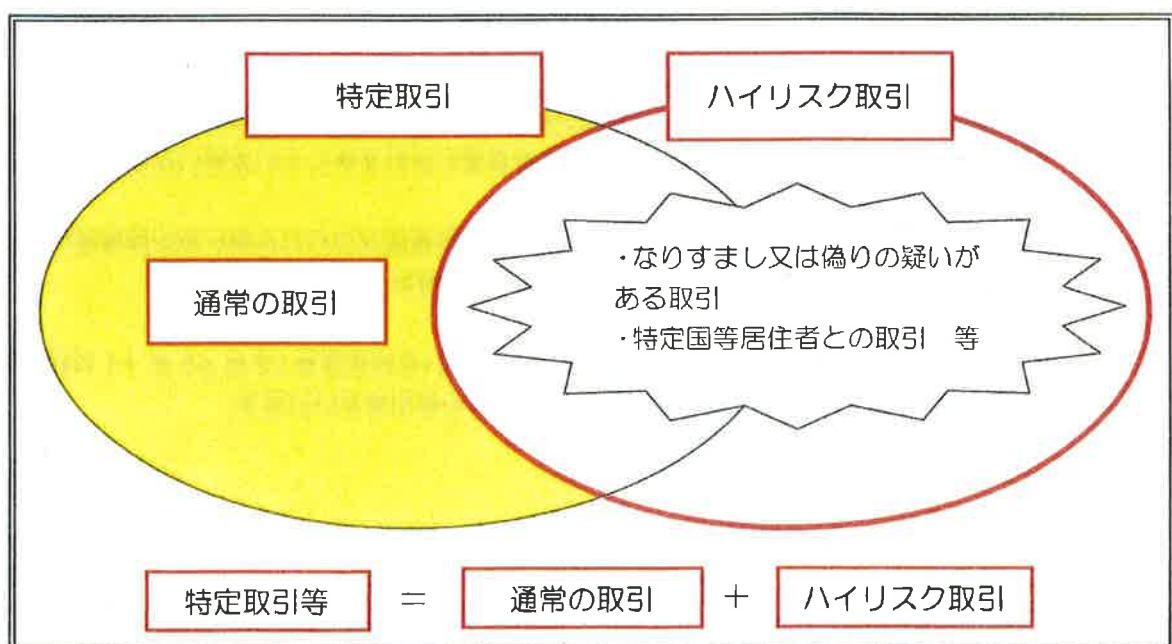
別表5

《特定事業者の義務の範囲》



別表6

《特定取引とハイリスク取引の関係》



別表7

《特定事業者の特定業務と特定取引》

※ 「特定取引」に当たるものの中、「ハイリスク取引」に該当しない取引が「通常の取引」に該当することとなります。

特定事業者	特定業務	特定取引
金融機関等	金融業務	預貯金契約の締結、200万円を超える大口現金取引 等
ファイナンスリース事業者	ファイナンスリース業務 ※途中解約できないもの、賃借人が賃貸物品の使用にともなう利益を享受し、かつ、費用を負担するものをいう	1回の賃料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者	クレジットカード業務	クレジットカード交付契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	貴金属（金、白金、銀及びこれらの合金）若しくは宝石（ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠）又はこれらの製品の売買業務	代金の支払が現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結
電話受付代行業者	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 ※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号等を明示する条項を含む契約の締結は除く ※コールセンター業務等の契約の締結は除く
電話転送サービス事業者	電話転送サービス業務	役務提供契約の締結
司法書士等 行政書士等 公認会計士等 税理士等	以下の行為の代理又は代行(特定受任行為の代理等)に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く ※成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※任意後見契約の締結は除く <u>(特定業務から除かれているものは、特定取引にも該当せず、取引時確認の対象ではありません)</u>

5. 取引時確認とは

「取引時確認」とは、特定事業者が特定取引等に際して行わなければならない確認をいいます。

「取引時確認」の確認事項及びその確認方法は、行おうとする取引が「通常の取引」と「ハイリスク取引」のいずれに該当するかにより異なります。

【顧客についての確認】

「顧客」とは、特定事業者が特定業務において行う特定取引等の相手方をいい、これに当たるか否かについては、取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰かということと、取引の利益（計算）が実際には誰に帰属するのかということを総合判断して決定されます。

そのため、例えば、Aの名義において宅地建物取引業者と宅地建物の売買契約を締結しようとする場合であっても、実際にはBがお金を出して宅地建物を購入して使用するつもりであり、AはBの単なる手足として契約の締結をしようとしている場合には、「顧客」はBであり、Aは現に取引の任に当たっている自然人（代表者等）にすぎないと考えられます。

《通常の取引》

通常の取引を行うに際しては、次の事項の確認を行うこととなります。

- 本人特定事項
- 取引を行う目的
- 職業（自然人）又は事業の内容（法人・人格のない社団又は財団）
- 実質的支配者（法人）

※ ただし、顧客が国、地方公共団体、上場企業等である場合には、代表者等の本人特定事項のみを確認します。

《ハイリスク取引》

ハイリスク取引を行うに際しては、通常の取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産及び収入の状況」の確認を行うこととなります。

また、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常の取引を行う場合よりも厳格な方法により確認を行うこととされています。

【代表者等についての確認】

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合には、顧客についての確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人（代表者等）について、その本人特定事項の確認を行うこととなります（「代表者等」は、法人を代表する権限を有している者には限られません。）。

また、代表者等の本人特定事項を確認するに当たっては、その前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当っていることが確認できること等の当該代表者等が顧客のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由が必要となります。

《通常の取引》

通常の取引に際して行う顧客の本人特定事項の確認と同様の方法で確認することとなります。

《ハイリスク取引》

ハイリスク取引に際して行う顧客の本人特定事項の確認と同様の方法で確認することとなります。

6-1. 本人特定事項の確認とは

「本人特定事項の確認」とは、顧客の本人特定事項（顧客が個人である場合は氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は名称及び本店又は主たる事務所の所在地）について、運転免許証等の公的証明書等により確認することをいいます。

本人特定事項の確認を確実に行なうことは、仮名取引やなりすましによる取引の防止に資するものです。

《本人特定事項》

本人特定事項			
個人	氏名	住居	生年月日
法人	名称	本店又は主たる事務所の所在地	

【本人特定事項の確認の対象者】（「5. 取引時確認とは」参照）

- 顧客本人が取引を行う場合
顧客の本人特定事項の確認を行います。
- 法人取引、代理人取引の場合
特定取引等の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合（例えば、法人顧客の場合や、個人顧客の代理人が取引の任に当たっている場合）には、顧客の本人特定事項の確認に加え、取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項の確認を行う必要があります。

6-2. 本人特定事項の確認に必要な書類と確認方法

【本人特定事項の確認の際に必要となる本人確認書類】

本人特定事項の確認を行う際に必要となる公的証明書（本人確認書類）については、個人、法人等それぞれの場合に分けて定められています。その主な例は、以下のとおりです。

なお、有効期限のある公的証明書については、事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものである必要があります。また、有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限られます。

1 個人（3、4の外国人を除く）

①	<input type="radio"/> 運転免許証、運転経歴証明書、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、取引を行う事業者との取引に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書等
	<input type="radio"/> 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
②	<input type="radio"/> ①以外の印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、住民票の写し・住民票記載事項証明書
	<input type="radio"/> 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの

2 法人（4の外国法人を除く）

- 登記事項証明書、印鑑登録証明書
- 上記のほか官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

3 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないもの

- 氏名、生年月日の記載がある旅券、乗員手帳

4 本邦に在留していない外国人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人

- 上記1、2のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項の記載があるもの

《本人確認書類に記載されている住居等が現在のものでないとき又は住居等の記載がないとき》

本人特定事項の確認を行う場合において、顧客又は代表者等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合又は住居等の記載がないときは、他の本人確認書類や補完書類（納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、提示又は送付を受ける日前6ヶ月以内のものに限る。））の提示を受け、又はこれらの書類若しくはその写しの送付を受け、現在の住居等を確認する必要があります。

【本人特定事項の確認の方法（通常の取引の場合）】

＜別表8参照＞

《対面での取引》 ※本人確認書類の写しの提示は不可

1 個人

- 顧客から、前ページ1①又は4の本人確認書類の提示を受ける方法
- 顧客から、前ページ1②の本人確認書類の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

2 法人

- 法人の代表者等から、前ページ2又は4の本人確認書類の提示を受ける方法（代表者等の本人特定事項の確認も必要）

3 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないもの

- 住居の確認ができない場合は本人特定事項の確認が必要な取引は原則として行うことはできませんが、外貨両替、宝石・貴金属等の売買（宝石・貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る）等については、氏名、生年月日に加え、国籍、番号の記載のある旅券、乗員手帳の提示を受ける方法により取引可能
※ 上陸許可の証印等によりその在留期間が90日を超えると認められるときは、「本邦内に住居を有しない」ことに該当します。

《非対面での取引》（インターネット、メールオーダー、郵送での取引等）

1 個人

- 顧客から、前ページ1又は4に掲げる本人確認書類又はその写しの送付を受け、確認記録に添付するとともに、本人確認書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

2 法人

- 法人の代表者等から、前ページ2又は4に掲げる本人確認書類又はその写しの送付を受けるとともに、本人確認書類に記載されている会社の本店、主たる事務所宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（代表者等の本人特定事項の確認も必要）

《本人限定郵便による本人特定事項の確認》

- その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができるものに限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受けるとともに、本人特定事項の確認を行った者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限ります。）により、顧客又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法

《電子署名による本人特定事項の確認》

1 個人

- 電子署名法に基づく電子証明書（氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る）及び電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法によっても本人特定事項の確認を行うことができます。電子署名法に基づく電子証明書のほか、公的個人認証法に基づく電子証明書を用いる方法もあります。

2 法人

- 商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができます。

別表8

◆個人

【対面取引】

運転免許証、住民基本台帳カード等の提示

住民票の写し、顔写真のない官公庁
発行書類等の提示

本人確認書類記載の住居に取引関
係文書を転送不要郵便等で送付

【非対面取引】

本人確認書類又はその写しの送付

本人確認書類記載の住居に取引関
係文書を転送不要郵便等で送付

◆法人

【対面取引】

法人の登記事項証明書、印鑑登録証
明書等の提示

代表者等の本人特定事項の確認

【非対面取引】

法人の登記事項証
明書、印鑑登録証
明書等の本人確認
書類又はその写し
の送付

代表者等の本人確
認書類又はその写
しの送付

法人と代表者等の両方の
本人確認書類記載の住居
等に取引関係文書を転送
不要郵便等で送付

◆本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券
等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認する
ことができないもの

【対面取引のみ】

住居の確認ができない限り本人特定事項の確認が必要な取引は原則として行う
ことはできないが、外貨両替、宝石・貴金属等の売買（宝石・貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る）等については、氏名、生年
月日に加え、国籍、番号の記載のある旅券、乗員手帳の提示を受ける方法によ
り取引可能

※ 上陸許可の証印等によりその在留期間が 90 日を超えない認められると
きは、「本邦内に住居を有しない」ことに該当

本人
特
定
事
項
の
確
認
完
了

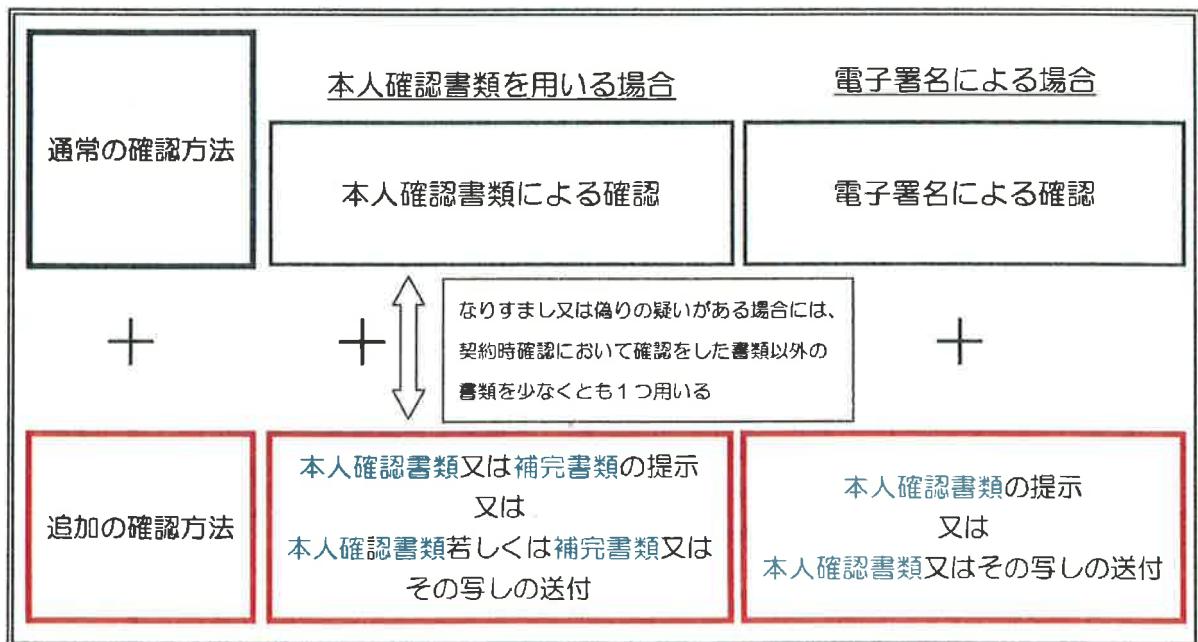
【本人特定事項の確認の方法（ハイリスクの取引の場合）】

ハイリスク取引に際して行う本人特定事項の確認の方法については、通常の取引に際して行う確認の方法に加え、追加の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受ける方法とされています。

また、継続的な契約（例えば預貯金契約）に基づく取引（例えば預金の払戻し）に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、通常の確認方法又は追加の確認方法において、当該継続的な契約に際して確認した書類以外の書類を少なくとも1つ確認することとされています。そのため、例えば、預貯金契約の締結（継続的な契約）に際して運転免許証により本人特定事項の確認を行った場合には、ハイリスク取引である預金の払戻し（基づく取引）に際しては、運転免許証以外の書類（例えば、住民基本台帳カード等）により本人特定事項の確認を行うこととなります。

具体的には、次のように確認を行うこととなります。

《ハイリスク取引の際の本人特定事項の確認方法》



7. 取引を行う目的の確認方法

【取引を行う目的とは】

「取引を行う目的」とは、その取引によって達成したい事柄をいいます。

具体的にどのような項目により確認するかは法令では定められておりませんので、各事業者において取引の内容等を踏まえて決めていただく必要があります（その際には、各行政庁から示されている「取引を行う目的」の類型も御参考としてください。）。

【取引を行う目的の確認方法】

通常の取引とハイリスク取引のいずれであっても、顧客又はその代表者等から申告を受ける方法とされています。

具体的には、口頭で確認することのほか、事業者が作成した類型のチェックリストのチェック等によることとなります。

8. 職業・事業の内容の確認方法

【職業・事業の内容とは】

「職業」「事業の内容」とは、自然人については日常従事する仕事等、法人・団体については営利・非営利を問わずその目的を達成するためになされる行為全般をいいます。

取引を行う目的と同様に、具体的にどのような項目により確認するかについては、各事業者において決めていただく必要があります（同様に、各行政庁から示されている「職業」「事業の内容」の類型も御参考としてください。）。

【職業・事業の内容の確認方法】

職業・事業の内容の確認方法は、通常の取引とハイリスク取引のいずれであっても、次の方法により確認することとなります。

《顧客が自然人又は人格のない社団・財団である場合》

顧客又はその代表者等から申告を受ける方法とされています。

「申告を受ける方法」の内容は、取引を行う目的の確認と同様です。

《顧客が国内法人である場合》

登記事項証明書、定款等の書類を確認する方法とされています。

「確認する方法」としては、顧客から提示又は送付を受ける方法のほか、特定事業者について当該書類を確認する方法も含まれます。

《顧客が外国法人である場合》

国内法人である場合と同様の方法に加え、「日本国が承認した外国政府が発行している書類等、当該法人の事業の内容の記載があるもの」を確認する方法も含まれることとなります。

9. 実質的支配者の確認方法

【実質的支配者とは】

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することができる関係にある者をいい、どのような者が該当するかについては、法人の性質に従って定められています。

なお、実質的支配者の定義に該当すれば、法人が実質的支配者に当たることもあります。

《資本多数決の原則を採る法人》

株式会社、投資法人、特定目的会社等

⇒ 当該法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を有している者

※ 基本的には取引の時点での実質的支配者の該当性を判断することになりますが、合理的な範囲で近接した時点（例えば、直近の株主総会開催時）での議決権の保有状況により判断することも認められます。

《資本多数決の原則を採る法人以外の法人》

一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等

⇒ 当該法人を代表する権限を有している者

※ 法人を代表する権限を有している者が複数いる場合には、その全てが実質的支配者に該当することになります。

【実質的支配者の確認方法】

実質的支配者の確認方法は、通常の取引とハイリスク取引のいずれであるかにより、その確認方法が異なることとされています。

《通常の取引の場合》

当該顧客の代表者等から、その有無及びある場合の本人特定事項について申告を受ける方法とされています。

《ハイリスク取引の場合》

通常の取引の場合と異なり、その有無について株主名簿（資本多数決の原則を採る法人の場合）、登記事項証明書（資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合）等の書類を用いて確認するとともに、ある場合の本人特定事項について本人確認書類等により確認する方法とされています。

10. 資産及び収入の状況の確認

【資産及び収入の状況とは】

資産及び収入の状況は、ハイリスク取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合に、確認を行うこととされています。

具体的には、顧客が当該取引を行うに相応な資産・収入を有しているかという観点から確認を行うこととなります。

なお、当該事項は、疑わしい取引の届出を行うか否かの判断ができる程度に行うこととされており、必ずしも顧客の資産・収入の全部を確認することを求めるものではありません。

【資産及び収入の状況の確認方法】

顧客の書類を確認する方法とされています。

どのような書類を用いるかについては、顧客が自然人・法人のいずれであるかにより定められています。

《自然人の場合》

源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、その他資産及び収入の状況を示す書類

《法人の場合》

収支計算書、貸借対照表、その他資産及び収入の状況を示す書類

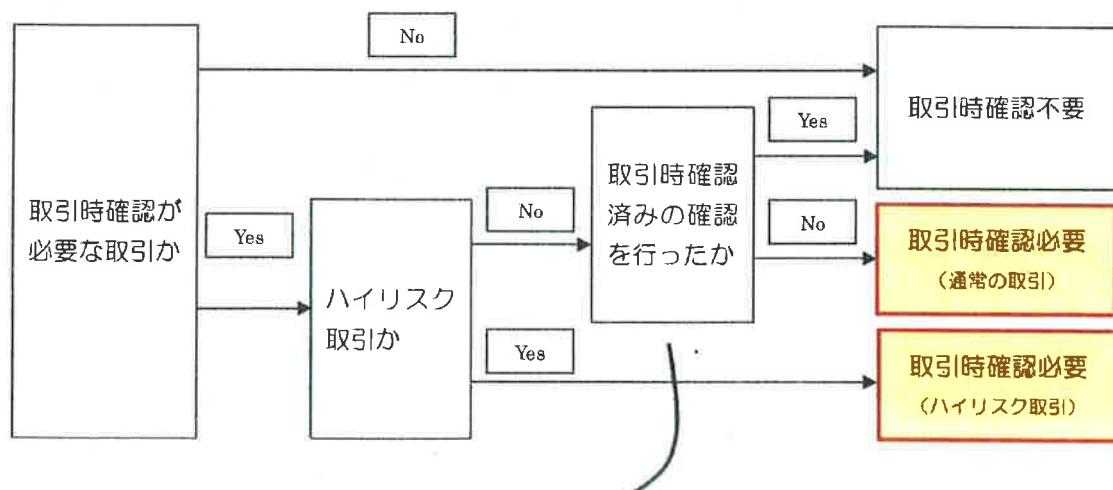
資産及び収入の状況を確認するに当たって、どれくらいの範囲・程度で確認を行うかについては一律には定められておりませんので、個別の取引の内容等に従って判断されることとされています。

11. 既に取引時確認をしたことのある顧客との取引

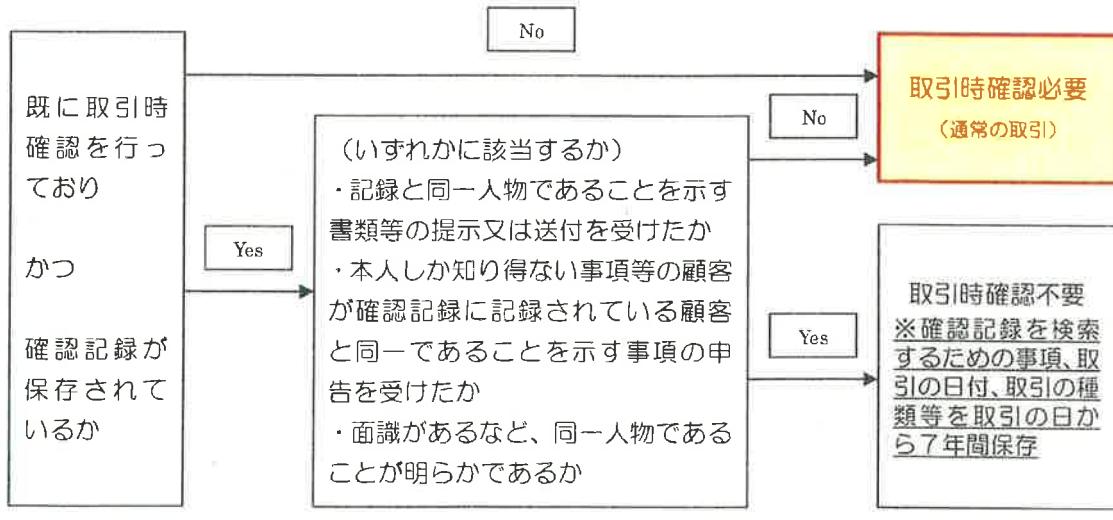
特定事業者が取引を行う顧客について既に取引時確認を行っており、かつ、当該取引時確認について記録（確認記録）を保存している場合には、通常の取引を行うに際しては、顧客から記録されている者と同一であることを示す書類等の提示又は送付を受けるか、顧客しか知り得ない事項等の申告を受けることにより、顧客が当該記録と同一であることを確認（事業者が顧客と面識がある場合など、記録されている者と同一であることが明らかな場合は、この限りではありません。）するとともに、確認記録を検索するための事項、取引等の日付、取引等の種類を記録し、取引の日から7年間保存すれば、取引時確認済みの顧客との取引として、改めて取引時確認を行う必要はありません。

なお、この既に確認をしている顧客であることの確認は、改正法の施行による変更はありません。

【既に取引時確認を行ったことのある顧客との取引】



【取引時確認済みの確認を行う場合】



12. 平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客との取引

従来、犯罪収益移転防止法施行前から取引のある顧客と、同法施行後（平成20年3月1日以降）に本人確認が必要となる取引を行う場合には、同法施行前に、本人確認の方法に準じて顧客を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、本人確認記録の作成・保存の方法に準じて当該顧客に関する記録を作成・保存している場合には、当該確認を本人確認と、当該記録を本人確認記録とみなして、上記の方法による本人確認済みの顧客であることの確認、記録を行うことにより、本人確認済みの顧客との取引として扱うことができることとされていました。

平成23年改正犯罪収益移転防止法により確認事項の追加等がされたことに伴い、同様に、同法の施行後（平成25年4月1日以降）に通常の取引を行う場合には、同法の施行前に本人確認等を行っている顧客との取引について、次のような経過措置が設けられています。

なお、次の経過措置については、通常の取引を行う場合についてのものであり、ハイリスク取引を行う場合には、ハイリスク取引に際して行う確認が必要となりますので注意してください。

《本人確認を行い、その記録を保存している場合》

本人確認を行い、その記録を保存している場合には、既に本人確認を行っている顧客であることの確認を行えば、本人特定事項以外の確認事項のみの確認を行えばよいこととされています。

《本人確認十取引を行う目的等の確認を行い、その記録を保存している場合》

新法の全ての確認事項の確認を行い、その記録を保存している場合には、「既に取引時確認を行っている顧客との取引」と同様の取扱いとなり、既に確認を行っている顧客であることの確認を行えば、改めて取引時確認を行う必要はありません（「11. 既に取引時確認を行っている顧客との取引」も参照してください）。

《施行日前の継続的な契約に基づく取引を行う場合》

平成25年4月1日以降に行う通常の取引が平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行前に締結された継続的な契約（契約の締結に際して本人確認を行い、その記録を保存している場合に限ります。）に基づく取引に該当する場合には、既に本人確認を行っていることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要はありません。

例えば、平成25年3月31日以前に締結した預貯金契約の締結（継続的な契約の締結）に基づく200万円を超える預金の払戻し（基づく取引）をする場合が該当します。

※ いずれの場合も、本人確認の代わりに金融機関等本人確認法に基づく確認や、犯罪収益移転防止法の施行前に本人確認に相当する確認を行っている顧客については、それぞれ同様の取扱いとなります。

13. 確認記録の作成・保存

特定事業者が取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、通常の取引等に係る契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。

なお、個人取引と法人取引のいずれであるかや、代表者等による取引であるかなどの取引の方法や、本人確認書類の提示を受けたか、送付を受けたかなどの取引時確認の方法により記録すべき事項が異なります。

確認記録については様式や書式等は特に定められていませんが、参考として別表9に書式例を記載しています。

【確認記録の記載事項】

○ 本人特定事項等

- ・顧客の本人特定事項（個人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）
- ・代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客との関係及び当該代表者等が顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由
- ・国、地方公共団体、上場企業等（国等）との取引に当たっては、当該国等を特定するに足りる事項
- ・取引を行う目的
- ・職業又は事業の内容（顧客が法人である場合には、事業の内容の確認を行った方法及び確認をした書類の名称等）
- ・顧客が法人であるときは、実質的支配者の有無、その確認を行った方法（ハイリスク取引のときは、確認をした書類の名称等）
- ・実質的支配者があるときは、当該実質的支配者の本人特定事項、その確認を行った方法（ハイリスク取引のときは、確認をした書類の名称等）
- ・資産及び収入の状況の確認を行った場合には、その確認を行った方法及び確認をした書類の名称等
- ・顧客が自己の氏名及び名称と異なる名義を取り扱う場合は、当該名義並びに異なる名義を用いる理由
- ・取引記録を検索するための口座番号その他の事項
- ・なりすまし又は偽りが疑われる取引のときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項

○ 本人特定事項の確認のためにとった措置等

- ・本人確認書類の名称、記号番号その他本人確認書類を特定するに足りる事項
- ・本人特定事項の確認を行った方法

○ その他

- ・取引時確認を行った者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項
- ・確認記録の作成者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項
- ・本人確認書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、その日付及び時刻
- ・本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付（当該本人確認書類又はその写しを必ず添付）
- ・顧客又は代表者等に取引関係文書を送付する方法で本人特定事項の確認を行ったときは、事業者から取引関係文書を送付した日付
- ・特定事業者の職員が顧客又は代表者等の住居等に赴いて取引関係文書を交付したときは、その日付
- ・ハイリスクの取引に際して追加で書類の提示又は送付を受けたときは、その日付
- ・取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者（法人のみ）又は資産及び収入（ハイリスク取引の一部のみ）の確認を行ったときは、その日付
- ・取引時確認を行った取引の種類
- ・本人確認書類に現在の住居等の記載がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該確認に用いた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号

その他の当該書類を特定するに足りる事項（書類又はその写しの送付を受けたときには当該書類又はその写しを必ず添付）

- ・法人顧客について、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等に取引関係文書を送付すること又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項（書類又はその写しの送付を受けたときには当該書類又はその写しを必ず添付）
- ・顧客が本邦に住居を有しない旅行者等の短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行った場合には、上陸許可の証印等の名称、日付、番号その他当該証印等を特定するに足りる事項

《留意事項》

※ 添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。

また、提示を受けた本人確認書類の写しを確認記録とともに7年間保存するときには、本人確認書類の提示を受けた時刻の記載も省略することができます。

※ 確認記録の内容に変更又は追加があることを知った場合には、当該変更・追加事項を確認記録に付記する必要があります。その際、既に確認記録に記載されている内容を消去してはなりません。

確認記録に付記することに代えて、変更・追加事項を別途記録し、当該記録を確認記録と共に保存することもできます。

※ 電子署名法、公的個人認証法、商業登記法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を確認資料の添付資料とする必要があります。

別表9

《確認記録の参考様式》

個人

取引時確認を行った者		
確認記録を作成した者		
取引時確認を行った取引の種類 <input checked="" type="checkbox"/> ハイリスク取引		
口座番号・顧客番号等		
開運取引時確認に係る確認記録を備蓄するための事項		
顧客関係		
本人特定事項	氏名(フリガナ)	
	性別 生年月日 (西暦) 自己の氏名・名称と異なる系譜 (いわゆる通称)を用いる場合	
本人確認書類	印鑑登録証明書 戸籍謄本又は抄本 ①住民票の写し又は記載事項証明書 ②各種健康保険証 ③国民年金手帳・身体障害者手帳等 ④運転免許証・運転課程証明書 ⑤在留カード・特別本住者証明書 ⑥住民基本台帳カード ⑦旅券・乗員手帳 ⑧その他の公文から発行又は発給された書類等(写真あり) ⑨その他の公文から発行又は発給された書類等(写真なし) ⑩外因政府又は内閣機関が発行した者類等 名前() 発行者() 記号番号()	
	対面取引 ■原本の提出 年月日() 時刻() 取引関係文書の送付 年月日() 取引関係文書の訪問での交付 年月日() ■本人確認書類(写し)の添付 □有 □無 ■追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合) 年月日()	
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	①本人確認書類 ②田畠又は地方役の領収証又は納稅證明書 ③社会保険料の領収証書 ④公共料金の領収証書 ⑤その他の公文から発行又は発給された書類等 ⑥外因政府又は内閣機関が発行した者類等 名前() 発行者() 記号番号()	
	非対面取引 ■原本又は写しの返付を受けた日付 年月日() 取引関係文書の送付 年月日() 取引関係文書の訪問での交付 年月日() ■本人確認書類(写し)の添付 □有 □無 ■追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合) 年月日()	
取引を行う目的		
職業		
ハイリスク取引 の場合	追加で本人特定事項 を確認した書類 資産及び収入の状況 を確認した書類	名前() 発行者() 記号番号() 名前() 発行者() 記号番号()
	■本人確認書類(写し)の提出又は送付を受けた日と 異なる日に確認した場合 □取引を行う目的 年月日() ■職業 年月日() ■資産及び収入の状況(ハイリスク取引の場合) 年月日()	
備考	追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合) ()	
代使者等(代理人)関係		
本人特定事項等	氏名(フリガナ)	
	性別 生年月日 (西暦) 顧客との関係 顧客のためて取引の責任 当たっていると認めた理由	
本人確認書類	印鑑登録証明書 戸籍謄本又は抄本 ①住民票の写し又は記載事項証明書 ②各種健康保険証 ③国民年金手帳・身体障害者手帳等 ④運転免許証・運転課程証明書 ⑤在留カード・特別本住者証明書 ⑥住民基本台帳カード ⑦旅券・乗員手帳 ⑧その他の公文から発行又は発給された書類等(写真あり) ⑨その他の公文から発行又は発給された書類等(写真なし) ⑩外因政府又は内閣機関が発行した者類等 名前() 発行者() 記号番号()	
	対面取引 ■原本の提出 年月日() 時刻() 取引関係文書の提出 年月日() 取引関係文書の訪問での交付 年月日() ■本人確認書類(写し)の添付 □有 □無 ■追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合) 年月日()	
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	①本人確認書類 ②田畠又は地方役の領収証又は納稅證明書 ③社会保険料の領収証書 ④公共料金の領収証書 ⑤その他の公文から発行又は発給された書類等 ⑥外因政府又は内閣機関が発行した者類等 名前() 発行者() 記号番号()	
	非対面取引 ■原本又は写しの返付を受けた日付 年月日() 取引関係文書の送付 年月日() 取引関係文書の訪問での交付 年月日() ■本人確認書類(写し)の添付 □有 □無 ■追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合) 年月日()	
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	名前() 発行者() 記号番号()	
備考		

- 備考1**添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。
- 2 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。
- 3 「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
 「印鑑登録証明書」
 ・・・・・①取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
 ②上記以外の印鑑登録証明書
 「戸籍謄本又は抄本」
 ・・・・・抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限ります。
 「住民票の写し又は記載事項証明書」
 ・・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の戸の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
 「各種健康保険証」
 ・・・・・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、國家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
 ・・・・・国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は駆病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
 ・・・・・道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書
 ・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書
 ・・・・・当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。
 ・・・・・出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗札手帳で、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。
 ・・・・・①官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
 ②官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの
 ・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの
- 4 「現在の住居を確認した書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
 「本人確認書類」
 「国税又は地方税の領収証」
 ・・・・・所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書
 又は納税証明書
 「社会保険料の領収証書」
 「公共料金の領収証書」
 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」
 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
- 5 「本人確認書類」、「現在の住居を確認した書類」、「追加で本人特定事項を確認した書類」及び「資産及び収入の状況を確認した書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入してください。
- 6 「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、次に掲げる書類は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
 (1) 「印鑑登録証明書」で取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑以外のもの
 (2) 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」で顔写真がないもの
 (3) 「戸籍謄本又は抄本」
 (4) 「住民票の写し又は記載事項証明書」
- 7 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。
- 8 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないものの住居に代わる本人特定事項は、国籍及び旅券番号になります（外貨両替、貴金属等の売買（貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る。）等の取引に限ります。その他の取引時確認が必要な取引については、原則通り当該外国人の属する国における住居が確認できない限り取引はできません。）。
- 9 「現在の住居等を確認した方法」の欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前6ヶ月以内のものに限ります。
- 10 「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を作成するハイリスク取引を行う場合に記入してください。
- 11 「対面取引」欄で「原本の提示」にある「時刻」は、原本の写しを添付する場合には記入の必要はありません。
- 12 「非対面取引」に該当する場合は、必ず本人確認書類（写し）を確認記録に添付しなければなりません。

法 人

取引の種類を行った者 選択肢を複数選ぶ可			
取引の種類を行った者の年齢 □ 18歳未満 □ 19歳未満 □ 20歳未満 □ 21歳未満 □ 22歳未満 □ 23歳未満 □ 24歳未満 □ 25歳未満 □ 26歳未満 □ 27歳未満 □ 28歳未満 □ 29歳未満 □ 30歳未満 □ 31歳未満 □ 32歳未満 □ 33歳未満 □ 34歳未満 □ 35歳未満 □ 36歳未満 □ 37歳未満 □ 38歳未満 □ 39歳未満 □ 40歳未満 □ 41歳未満 □ 42歳未満 □ 43歳未満 □ 44歳未満 □ 45歳未満 □ 46歳未満 □ 47歳未満 □ 48歳未満 □ 49歳未満 □ 50歳未満 □ 51歳未満 □ 52歳未満 □ 53歳未満 □ 54歳未満 □ 55歳未満 □ 56歳未満 □ 57歳未満 □ 58歳未満 □ 59歳未満 □ 60歳未満 □ 61歳未満 □ 62歳未満 □ 63歳未満 □ 64歳未満 □ 65歳未満 □ 66歳未満 □ 67歳未満 □ 68歳未満 □ 69歳未満 □ 70歳未満 □ 71歳未満 □ 72歳未満 □ 73歳未満 □ 74歳未満 □ 75歳未満 □ 76歳未満 □ 77歳未満 □ 78歳未満 □ 79歳未満 □ 80歳未満 □ 81歳未満 □ 82歳未満 □ 83歳未満 □ 84歳未満 □ 85歳未満 □ 86歳未満 □ 87歳未満 □ 88歳未満 □ 89歳未満 □ 90歳未満 □ 91歳未満 □ 92歳未満 □ 93歳未満 □ 94歳未満 □ 95歳未満 □ 96歳未満 □ 97歳未満 □ 98歳未満 □ 99歳未満 □ 100歳未満			
個人・法人問合せ			
本人持名手帳	氏名(フリガナ)		
所在地			
<input type="checkbox"/> 個別取扱い書類 <input type="checkbox"/> 田園登録記入書 <input type="checkbox"/> その他登記から発行又は交付された書類等			
<input type="checkbox"/> 外出取扱い又は上課機関が発行した書類等 <input type="checkbox"/> 駐在地 <input type="checkbox"/> 発行者 <input type="checkbox"/> 登記番号			
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民又は地方公の発行又は交付された書類等 <input type="checkbox"/> 在宅扶助券の領収書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> その他の公から発行又は交付された書類等			
<input type="checkbox"/> 本課税対象は上課機関が発行した者属性 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 発行者 <input type="checkbox"/> 登記番号			
<input type="checkbox"/> 本課税対象は地方公の発行又は交付された書類等 <input type="checkbox"/> もち会員登録の領収書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> その他の公から発行又は交付された書類等			
<input type="checkbox"/> 特別取扱い又は上課機関が発行した者属性 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 発行者 <input type="checkbox"/> 登記番号			
取引を行う目的			
事業の内容			
<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> その他の会社により法人が作成する書類 <input type="checkbox"/> 食堂準備届 <input type="checkbox"/> その他の会社から発行又は交付された書類等 <input type="checkbox"/> 著作 <input type="checkbox"/> 発行者 <input type="checkbox"/> 登記番号			
事業の内容を確認した書類			
支給的支配者 口 手 冊	氏名、名前(フリガナ)		
	住所、所在地	(西暦)	
	生年月日		
ハイリスク取引 の場合	追加で本人の仕位 を確認した書類	名前 発行者 登記番号	() () ()
	支給的支配者の 有無を確認した書類	名前 発行者 登記番号	() () ()
	実質的支配者の 本人特定事項を 確認した書類	名前 発行者 登記番号	() () ()
	資産及び本人の状況 を確認した書類	名前 発行者 登記番号	() () ()
	備考		
代表者等(取引担当者) 情報			
本人持定手帳等	氏名(フリガナ)		
性別			
生年月日			
職務上の関係			
顧客との取引回数 おなじであると認めた箇所			
<input type="checkbox"/> 田園登録記入書 <input type="checkbox"/> その他登記から発行又は交付された書類等 <input type="checkbox"/> 在宅扶助券の領収書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> その他の公から発行又は交付された書類等			
<input type="checkbox"/> 本課税対象は上課機関が発行した者属性 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 発行者 <input type="checkbox"/> 登記番号			
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> その他の公から発行又は交付された書類等 <input type="checkbox"/> 在宅扶助券の領収書 <input type="checkbox"/> その他の公から発行又は交付された書類等			
<input type="checkbox"/> 特別取扱い又は上課機関が発行した者属性 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 発行者 <input type="checkbox"/> 登記番号			
当該本人持定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	名前 発行者 登記番号	() () ()	
備考			

- 備考1**添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。
- 2 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。
- 3 「顧客関係」欄の「本人確認書類」は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
 「登記事項証明書」
 ・・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類を用いてください。
 「印鑑登録証明書」
 ・・・・・当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。
 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」
 ・・・・・官公庁から発行され、又は発行された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の記載があるもの
 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
 ・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- 4 「代表者等(取引担当者)関係」欄の「本人確認書類」は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
 「印鑑登録証明書」
 ・・・・・取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
 ②上記以外の印鑑登録証明書
 「戸籍謄本又は抄本」
 ・・・・・抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限ります。
 「住民票の写し又は記載事項証明書」
 ・・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
 「各種健康保険証」
 ・・・・・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。)
 「国民年金手帳・身体障害者手帳等」
 ・・・・・国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戰傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。)
 「運転免許証・運転経歴証明書」
 ・・・・・道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書
 「在留カード・特別永住者証明書」
 ・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書
 「住民基本台帳カード」
 ・・・・・当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。
 「旅券・乗員手帳」
 ・・・・・出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第8号に掲げる乗員手帳で、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。
 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」
 ・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
 ②官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの
 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
 ・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの
- 5 「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「現在の住居を確認した書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
 「本人確認書類」
 ・・・・・本人確認書類
 「領収又は地方税の領収証又は納税証明書」
 ・・・・・①自然人の場合は所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書
 ②法人の場合は法人税・法人住民税・法人事業税等の領収証書又は納税証明書
 「社会保険料の領収証書」
 ・・・・・所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書
 「公共料金の領収証書」
 ・・・・・日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準するものに係る料金の領収証書
 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」
 ・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの
 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
 ・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び主たる事務所の記載があるもの
- 6 「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「事業の内容を確認した書類」、「ハイリスク取引の場合」及び「現在の住居を確認した書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入してください。
- 7 営業所の場所を確認したときは、当該営業所の名称及び所在地を「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に記載してください。
- 8 「事業の内容を確認した書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
 「定款」
 ・・・・・法人の目的、内部組織、活動等に関する基本規則
 「その他法令により法人が作成する書類」
 ・・・・・法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
 「登記事項証明書」
 ・・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類を用いてください。
 「その他官公庁から発行又は発給された書類」
 ・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの
- 9 「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、次に掲げる書類は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
 (1) 「印鑑登録証明書」で取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑以外のもの
 (2) 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」で顔写真がないもの
 (3) 「戸籍謄本又は抄本」
 (4) 「住民票の写し又は記載事項証明書」
- 10 商業登記法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送付を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。
- 11 「現在の住居等を確認した方法」の欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提出又は送付を受ける日前6ヶ月以内のものに限ります。
- 12 「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。
- 13 「対面取引」欄で「原本の提示」にある「時刻」は、原本の写しを添付する場合には記入の必要はありません。
- 14 「非対面取引」に該当する場合は、必ず本人確認書類(写し)を確認記録に添付しなければなりません。

14. 取引記録等の作成・保存

特定事業者は、特定業務に係る取引を行った場合は特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければなりません。

上記のとおり、取引記録等の作成・保存が必要なのは特定業務に係る取引についてであるため、

- 特定取引等に当たらない取引も、特定業務に含まれるものであれば、取引記録の作成が必要となり得る
- 特定業務以外の業務に係る取引を行ったとしても、取引記録を作成・保存する必要はないことに留意してください。

なお、特定業務に係る取引であっても、取引記録等の作成・保存が不要な取引は以下のとおりです。

《土業者を除く特定事業者（共通）》

- | |
|------------------------|
| ○ 財産の移動を伴わない取引（残高照会など） |
| ○ 1万円以下の財産の移転に係る取引 |

上記のほか、以下の特定事業者については、次のとおり取引記録の作成・保存が不要な取引が定められています。

○ 宝石・貴金属等取扱事業者	代金の支払が現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買取引以外のもの
○ 郵便物受取サービス業者 電話受付代行業者 電話転送サービス事業者	現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る取引以外のもの

《司法書士、行政書士、公認会計士、税理士》

- | |
|---|
| ○ 現金、有価証券等の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が200万円以下のもの |
| ○ 任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等 |

※ 租税、罰金、過料等の納付や成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分については特定業務の対象外であり、取引記録の作成・保存は不要です。

【取引記録等の記載事項】

- | |
|--|
| ○ 口座番号その他の顧客の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合には、氏名その他の顧客又は取引等を特定するに足りる事項） |
| ○ 取引又は特定受任行為の代理等の日付、種類、財産の価額 |
| ○ 財産の移転を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあっては、当該取引等及び当該財産の移転元又は移転先の名義その他の当該移転元又は移転先を特定するに足りる事項 |

15. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出制度は、本人特定事項の確認や確認記録・取引記録の作成・保存義務と同様に、FATF40の勧告に基づき、各國に対して導入が求められている制度です。

我が国では、1992年の麻薬特例法の施行により金融機関等に対し、薬物犯罪収益に関する疑わしい取引の届出制度が創設されました。その後、2000年の組織的犯罪処罰法の施行により、疑わしい取引の届出の対象となる犯罪が薬物犯罪から一定の重大犯罪に拡大されました。

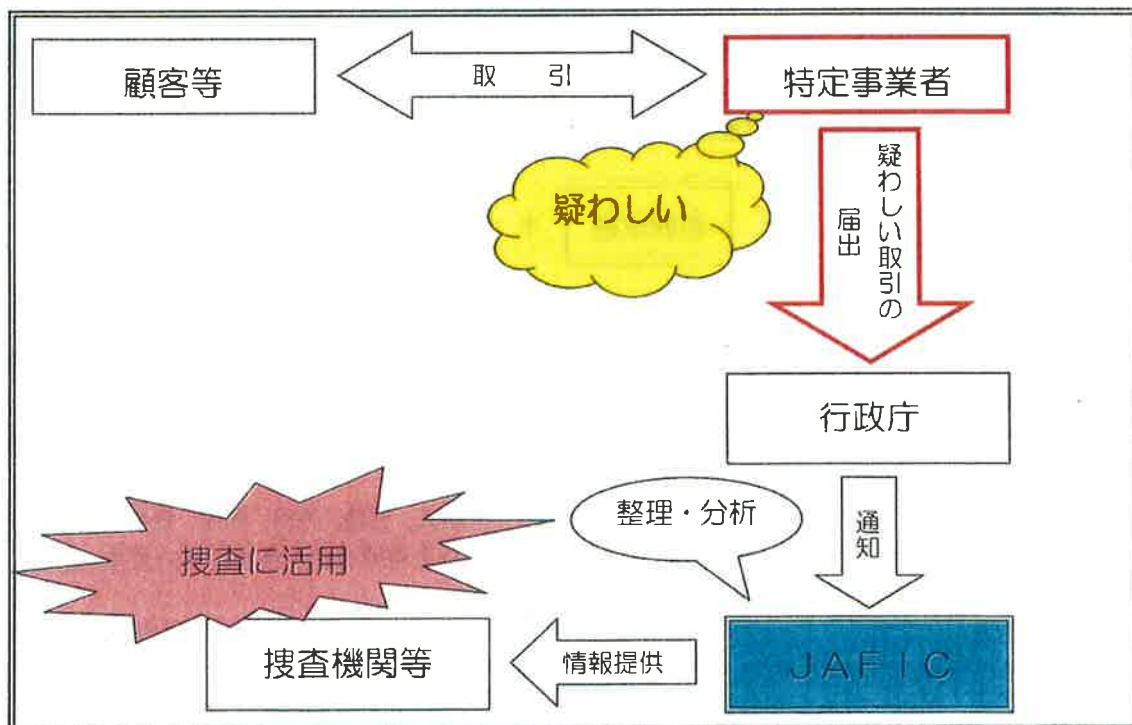
疑わしい取引の届出は年々増加しており、また、個別事件の直接的端緒としてだけでなく、犯罪被害財産の発見や、暴力団の資金源の把握に役立つなど、組織犯罪対策を推進する上で重要な情報源となっています。

組織的犯罪処罰法第5章では、金融機関等に対して疑わしい取引の届出が義務付けられていましたが、犯罪収益移転防止法の施行により、新たに本法律の対象となった特定事業者（土業者を除く）に対しても疑わしい取引の届出が求められることとなります。

特定事業者から届出られた疑わしい取引に関する情報は、FBIである警察庁犯罪収益移転防止管理官（JAFC）で集約し、整理・分析することにより、マネー・ローンダリング犯罪や各種犯罪の捜査等に活用されることとなります。

疑わしい取引の届出制度は、取引に従事する事業者の職員の経験と知識によって支えられている制度であり、確認記録や取引記録を保存することにより資金の流れをトレースできるようにするとともに、犯罪収益等に関する疑いのある取引の情報を届け出て頂くことにより、その情報を捜査に役立てることができます。また、特定事業者を利用して犯罪収益が受け渡しされることを防止し、特定事業者が行う業務に対する社会の信頼を高めるとともに、企業におけるリスク管理にも寄与するものです。

《疑わしい取引に関する情報の活用》



【疑わしい取引の届出をすべき場合とは】

本法律では、司法書士等の士業者を除く特定事業者は、

- 特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある
又は、
- 顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある

と認められる場合には、疑わしい取引の届出を行政府に行うこととされています（各特定事業者ごとの届出先は別表10を参照下さい。）。

その際、事業者は、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客又はその関係者に漏らしてはなりません。

① 特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合

特定事業者が顧客と取引を行う際に、取引に使用されたお金などが「犯罪による収益」であるとの疑いが生じた場合に疑わしい取引の届出の対象となります。

「犯罪による収益」については以下で説明しますが、簡単に言えば、犯罪によって得た財産（お金に限らない）ということになります。

例えば、詐欺や恐喝などの犯罪により得たお金で不動産や宝石を購入する場合や、詐欺によりだまし取った現金の受取窓口として郵便物受取サービス業者を利用する場合などが考えられます。

また、窃盗や強盗によって奪った宝石を古物商で売却する場合や、詐欺によりだまし取った不動産を宅地建物取引業者に売却するような場合も届出の対象であり、「犯罪による収益」はお金であるとは限りません。

以上のように、事業者が受け取った財産が犯罪によって得た財産ではないかという疑いが生じた場合が届出の対象となります。

《犯罪による収益とは》

本法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する「犯罪収益等」又は麻薬特例法第2条第5項に規定する「薬物犯罪収益等」のことを指します。組織的犯罪処罰法第2条第4項では、「犯罪収益等」とは、「犯罪収益」、「犯罪収益に由来する財産」又は「これらの財産とそれ以外の財産とが混和した財産」を指すとされています。

$$\boxed{\text{犯罪による収益} \\ (\text{犯罪収益等})} = \boxed{\text{犯罪収益}} + \boxed{\text{犯罪収益に由来} \\ \text{する財産}} + \boxed{\text{混和財産}}$$

◆犯罪収益

「犯罪収益」の中心となるのは、組織的犯罪処罰法第2条第2項第1号に規定する別表に掲げる犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又はその報酬として得た財産です。ここでいう財産とは、社会通念上経済的の価値が認められる利益一般のことであり、動産、不動産といった有体物に限りません。

別表に掲げる犯罪行為は多岐に渡りますが、例えば殺人、強盗、恐喝、詐欺、貸金業法違反（無登録営業等）などの重大な犯罪や暴力団等の資金源となる犯罪などが含まれています。なお、これらの犯罪は組織的に行われたか否かは問いません。

このほか、平成13年の米国同時多発テロ事件を受けて制定された公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定するテロ資金についても「犯罪収益」に該当しますので、テロに関連する資金を收受した疑いがある場合も届出の対象となります。

◆犯罪収益に由来する財産

「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産や犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産などを指します。

例えば、犯罪収益を預金した際の利息や、窃盗により奪った犯罪収益である宝石を売却して得た代金などが該当します。

◆混和財産

「犯罪収益」、「犯罪収益に由来する財産」とこれらの財産以外の財産が混和した財産をいいます。

② 顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある場合

組織的犯罪処罰法、麻薬特例法では、犯罪収益を得た前提となる犯罪（前提犯罪といいます。）とは別に、犯罪収益等の取得又は処分について事實を仮装したり、犯罪収益等を隠匿する行為自体を処罰の対象としています。

「組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪」については以下で説明しますが、簡単に言えば、犯罪によって財産（お金に限らない）を得た事實をごまかすことや、犯罪によって得た財産を隠すことであり、それ自体が処罰の対象となっています。

この規定はいわゆるマネー・ローンダリングを処罰するためのものです。偽名や第三者名義を用いて犯罪収益が移転してしまえば、その犯罪収益を追跡することは極めて困難となり、それはく奪も難しくなります。また、犯罪収益が新たな別の犯罪行為に利用されるおそれもあります。

したがって、マネー・ローンダリングを防止するためにも、その疑いがある場合には疑わしい取引の届出を行うことが必要となります。

この規定については、顧客との取引が成立したことは必ずしも必要ではなく、未遂に終わった場合や契約の締結を断った場合でも届出の対象となります。

例えば、詐欺や恐喝で奪ったお金を偽名や第三者名義の預金口座に預入れたり、偽名や第三者名義を用いて宝石や不動産を購入しようとしている場合などが届出の対象となります。特定事業者において顧客がマネー・ローンダリングを行っているとの疑いを持ち、それを理由に取引を断ったとしても届出の対象となります。

《組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪とは》

組織的犯罪第10条では、犯罪収益等の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者を処罰の対象としています。麻薬特例法第6条でも同様に、大麻や麻薬などの薬物犯罪により得た収益の仮装、隠匿行為を処罰の対象となります。

③ 疑いがある

「疑いがある」とは、特定事業者の従業員が、当該事業者の業界等における一般的な知識と経験を前提として、取引の形態や顧客の属性、取引時の状況等を踏まえて総合的に勘案して判断するものですが、特定の犯罪の存在まで認識している必要はなく、犯罪収益等であるという疑いを生じさせる程度の何らかの犯罪の存在の疑いがあることと考えられます。

疑いがあるか否かは、個々の取引の形態や顧客の属性等によっても異なりますので、一律にいくら以上の現金取引であるとか、何回以上の頻繁な取引といったように画一的な基準を定めることはできませんが、各行政庁において所管事業者向けに、疑わしい取引に該当するかを判断する上で目安としてガイドラインを作成・公表していますのでご参考下さい。

ただし、ガイドラインはあくまで目安となる参考事例を例示しているものですので、ガイドラインに掲載されている事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意してください。

別表 10

《特定事業者ごとの届出行政庁》

特 定 事 業 者	届 出 行 政 庁
銀行	
信用金庫	金融庁監督局総務課
信用金庫連合会	
労働金庫	下記以外の労働金庫
	一の都道府県の区域を超えない 区域を地区とする労働金庫
労働金庫連合会	金融庁監督局総務課及び厚生労働省労働基準局勤労者 生活課
信用協同組合	金融庁監督局総務課
信用協同組合連合会	
農業協同組合 ※信用事業及び共済事業に係る届出に限る	各都道府県知事
農業協同組合連合会 ※信用事業及び共済事業に係る届出に限る	(信用事業に係る届出について) 金融庁監督局総務課及び各地方農政局
	(共済事業に係る届出について) 農林水産省経営局協同組織課
漁業協同組合	北海道を地区とする農業協同組合連合会 ※信用事業に係る届出に限る
	金融庁監督局総務課及び農林水産省経営局金融調整課
漁業協同組合 連合会	都道府県の区域を超える区域を地区とする 漁業協同組合
	上記以外の漁業協同組合
漁業協同組合連合会 上記以外の漁業協同組合連合会	各都道府県知事
	金融庁監督局総務課及び農林水産省水産庁漁政部水産 経営課
水産加工業協 同組合	都道府県の区域を超える地域を地区とする 水産加工業協同組合
	上記以外の水産加工業協同組合
水産加工業協 同組合連合会	都道府県の区域を超える区域を地区とする水産 加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を地 区とする水産加工業協同組合連合会
	上記以外の水産加工業協同組合連合会
農林中央金庫	各都道府県知事
株式会社商工組合中央金庫	金融庁監督局総務課及び農林水産省経営局金融調整課
株式会社日本政策投資銀行	金融庁監督局総務課、財務省大臣官房政策金融課及び 経済産業省中小企業庁事業環境部金融課
保険会社	財務省大臣官房政策金融課
保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等	
保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者	金融庁監督局総務課

共済水産業協同組合連合会	都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会及び都道府県の区域を地区とする共済水産業協同組合連合会	農林水産省水産庁漁政部水産経営課
	上記以外の共済水産業協同組合連合会	各都道府県知事
金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者	金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社 金融商品取引法第63条第3項に規定する特例業務届出者 信託会社 信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者	金融庁監督局総務課
金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社		
金融商品取引法第63条第3項に規定する特例業務届出者		
信託会社		
信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者		
不動産特定共同事業法第2条第5項に規定する不動産特定共同事業者	主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者 都道府県知事の許可を受けた不動産特定共同事業者	金融庁監督局総務課及び国土交通省総合政策局不動産業課
無尽会社		各都道府県知事
貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者	内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者 都道府県知事の登録を受けた貸金業者	金融庁監督局総務課
主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの		各都道府県知事
資金移動業者		金融庁監督局総務課
商品先物取引法第2条第23号に規定する商品先物取引業者		農林水産省総合食料局商品取引監理官及び経済産業省商務情報政策局商務課
社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関	国債を取り扱う振替機関	金融庁監督局総務課及び法務省民事局商事課
社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関	国債を取り扱う口座管理機関	金融庁監督局総務課、法務省民事局商事課及び財務省理財局国債企画課
電子債権記録機関		金融庁監督局総務課及び法務省民事局商事課
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		総務省郵政行政局貯金保険課
本邦において両替業務を行う者		財務省国際局調査課
ファイナンスリース事業者		経済産業省商務情報政策局商取引・消費経済政策課
クレジットカード事業者		経済産業省商務情報政策局商取引監督課
宅地建物取引業者	国土交通大臣免許事業者	本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長
	都道府県知事免許事業者	各都道府県知事
宝石・貴金属等取扱事業者	宝石等の売買業務を行う場合	経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課
	貴金属等の売買業務を行う場合	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
	古物営業法又は質屋営業法の許可を受けた事業者が古物又は流質物である宝石、貴金属の売買業務を行う場合	各都道府県公安委員会
	郵便物受取サービス業者	経済産業省商務情報政策局商取引監督課
電話受付代行業者		総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
電話転送サービス事業者		

【疑わしい取引の届出内容】

事業者が疑わしい取引の届出を行う際に必要な記載事項は以下のとおりです。なお、届出を行う様式は法令により定められています。

○ 届出を行う事業者の名称及び住所
○ 届出対象取引が発生した年月日及び場所
○ 届出対象取引が発生した業務の内容
○ 届出対象取引に係る財産の内容
○ 特定事業者において知り得た対象取引に係る取引時確認に係る事項
○ 届出を行う理由

【疑わしい取引として届け出た情報の取扱い】

疑わしい取引として届けられた情報の秘密保持は徹底されており、特別に権限を付与された者のみがアクセスできる仕組みとなっています。また、捜査機関等に提供された場合も届出者の保護は徹底され、当該情報は捜査記録や司法書類には一切記録されないことになっていますし、届出が端緒となって事件が検挙されたことも公表されません。つまり犯人には、当該届出が端緒となって捜査が行われたことなどは判らない仕組みになっています。

【特定事業者と犯罪収益】

《ファイナンスリース事業者と犯罪収益》

本法では、ファイナンスリース業者を機械、設備その他の物品を調達しようとする企業等に対してリース会社が代わってそれを購入し賃貸するという形で取引を行うものと定義しています。リースを受ける顧客にとっては自身が希望する機械や設備を利用でき、その代金をリース料として支払うことができる、手元資金がなくても設備投資などを実現、法人税法上のメリットがあるなどの利点もあり、広く行われている取引の形態です。

しかしながら、実質的には金銭の貸し付けを受け物品を調達する取引と類似しており、犯罪収益を移転しようと考えている者にとっては、リース料に付加する形で犯罪収益を移転させれば、外部からはその把握が困難となってしまいます。従って長期間にわたって分割して犯罪収益を移動することが可能となるため摘発のリスクを抑制することが可能となるおそれがあります。

《クレジットカード事業者と犯罪収益》

クレジットカードは、近年ほとんどの商取引において利用できるようになっており、商品代金の支払手段として広く利用されています。契約の内容によっては利用限度額が高額なものもあり、現金代替性が高いといえます。

したがって、犯罪行為により得た資金を、クレジットカードを利用してすることにより他の形態の財産に換えることが容易にできるおそれがあります。また契約の成立したクレジットカードを第三者に渡せば、契約者と第三者間においてカードを利用した送金を行っているのと実質的には同じ効果が得られることがあります。また、偽造クレジットカードや、盗難クレジットカードを利用して犯罪行為を行えば、それによって犯罪収益を簡単に得ることも可能であり、カード利用詐欺として検挙されている事例がその典型です。カード詐欺の場合には、カード自体の利用を停止されてしまうと犯罪行為が行えなくなってしまうので、カードの持ち主が利用を停止するまでのごく短期間に限度額まで使用しているという特徴があり、利用料金の請求時や取引記録の確認時に発見されることが多々みられます。

《宅地建物取引業者と犯罪収益》

不動産は財産的価値が高く、多額の金銭との交換が可能です。また、その利用価値や利用方法、評価方法により大きく異なった価格で評価されるため、実質的な価値とは異なる価格で取引を行えば、犯罪収益をその中に隠して移転されるおそれがあります。

《宝石・貴金属等取扱事業者と犯罪収益》

宝石・貴金属等は財産的価値や流動性が高く、世界のいずれの地域においても多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、現金に比べ形状が小さいことから持ち運びが容易であるなど、犯罪収益の移転に利用されるリスクが高いといえます。

過去の事件事例でも、犯罪行為により得た収益を使って宝石・貴金属等を購入している事例が多くみられます。

また、宝石・貴金属等を取り扱う古物商においては、犯罪行為により得た宝石・貴金属等を売却して現金化しているケースが多く、ほとんどの場合には偽名による取引が行われています。また、取引の際には、数カ所に分散して取引を行う手口や、何名かに分けて取引を行うなどの手口が多くみられます。

《郵便物受取サービス業者と犯罪収益》

郵便物受取サービス業者は、近年振り込め詐欺に利用されているケースが非常に目立っています。金融機関等による本人確認が強化されることから、他人名義の口座が入手しにくくなったりことや、10万円を超える現金送金に本人確認が必要となったことなどから、一度に多額の現金を送金できる小包郵便や現金書留などを利用する手口が増えており、契約人が郵便物受取サービス業者に直接受け取りに出向くことなく、バイク便などをを利用して受け取らせるなどして匿名性を高めている悪質な事例も目立ってきています。

《電話受付代行業者と犯罪収益》

電話受付代行業は、家庭を拠点として業務を行うなどの際に、家庭以外の場所を事業所のように利用でき、また電話の受付を他人に任せて自身が営業行為などを行えるなどの利点が認められますが、その反面、実態がどこにあるのかを隠蔽することが可能であるばかりか、秘書等を名乗る者等による洗練された対応を行うなどにより、事業自体の信用性や規模を誇大に作出することも可能となるおそれがあります。

このため、過去には取り込み詐欺集団などがバーチャルオフィスに利用していたケースもみられるところです。

《電話転送サービス事業者と犯罪収益》

電話転送サービス業は、これを利用することで実際には所在しない都心の事務所から電話をしているかのように装えるなど、事業の信用、業務規模等に関して架空又は誇張された外観を作出することができるものであり、近年、振り込め詐欺やヤミ金融等に利用されているケースが非常に目立っています。

16. 取引時確認等を的確に行うための措置

平成23年改正犯罪収益移転防止法により、取引を行う目的等の確認事項が追加されたこと等に伴い、事業者自身がマネー・ローンダリングのリスクを従来以上に網羅的かつ効率的に認識することが期待されることから、事業者は、その内部における体制の整備について措置を講ずるものとされました。

具体的には、事業者は次の2つの措置を行う必要があります。

【取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置】

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客の最新の本人特定事項等を把握していることが必要であることから、事業者は、確認をした事項について、最新の内容に保つための措置を講じることとされました。

具体的には、確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客が事業者にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずる必要があります。

【使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備】

事業者の使用人等が、犯罪収益移転防止法上に定める措置を的確に実施できるようにするために、事業者は、

- 実際に顧客と接する職員等に、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する
 - 疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかを一元的に集約・判断する部署を設置する
 - 犯罪収益移転防止法の遵守状況を監査する機能を強化する
 - 取引を行うに当たっての内部手続を定めた規則を作成する
 - 本人特定事項等をスムーズかつ効率的に識別できる情報検索システムを導入する
- などの措置を講じるよう努めなければならないこととされています（努力義務）。

17. その他

【事業者に対する監督等】

犯罪収益移転防止法では、事業者による各種義務の履行を確保するため、各々の事業者を所管する行政庁による報告徴収、立入検査、指導・助言・勧告といった権限が定められています。

また、行政庁は、事業者が犯罪収益移転防止法に定める義務に違反していると認めるときは、事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき命令（是正命令）を行うことができることされています。

なお、国家公安委員会が事業者の違反を認めた場合には、行政庁に対して是正命令等を行うべき旨の意見の陳述を行うことができることとされており、意見の陳述に必要な限度において報告徴収又は都道府県警察に必要な調査を指示することが認められています。指示を受けた都道府県警察は、調査を行うために特に必要があると認められるときは、国家公安委員会の承認を得て、事業者に立入検査を行うことができることとされています。

【事業者の免責】

特定事業者は、顧客又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができます。

【虚偽による取引時確認に係る事項の申告】

顧客及び代表者等は、特定事業者が取引時確認を行う際にその内容を偽ってはなりません。

また、本人特定事項を隠蔽する目的で本人特定事項を偽った者には罰則が適用されます。

利殖勧誘事犯に悪用されないためのお願い

1 現状について

◆ 利殖勧誘事犯の深刻な被害が後を絶ちません！

利殖勧誘事犯とは、未公開株、社債、ファンド、外国通貨等の取引やこれら投資被害の救済を仮装し、金を集め悪質商法をいい、高齢者が狙われるなど、深刻な被害が後を絶ちません。

◆ 利殖勧誘事犯の犯人が郵便物受取サービス業等を悪用しています！

平成23年中、利殖勧誘事犯利用口座として凍結を求めた法人名義口座1,708件について調べたところ、口座名義人は949法人であり、うち181法人（19%）は、金融機関に届けていた事務所の所在地が郵便物受取サービス業等のいわゆる「バーチャルオフィス」のものと同一でした。また、このうち23法人については、バーチャルオフィス契約申込者の所在が不明であり、別の5法人については、申込者が、元々面識のない者の依頼でバーチャルオフィスとの契約を引き受けました。

2 事業者の皆様へのお願い

◆ 解約要請にご協力を！

警察では、利殖勧誘事犯等の犯罪に、皆様が提供するサービスが悪用されている疑いを認めた場合、皆様に対して契約状況等について照会し、契約事実が確認できれば、被害拡大防止のため、契約の解除（解約）要請を行うこととしています。警察からの解約要請にご理解、ご協力をお願いいたします。

◆ 解約規定の整備を！

契約相手の犯罪利用が判明した場合の適切な解約手続を進めるため、相手と交わす契約書等に、「顧客が法令に違反した場合又は公序良俗に反する行為をした場合等において、事業者の判断により利用停止又は解約をすることができる」旨の規定を定めていない事業者の皆様には、速やかにこうした規定を契約内容に盛り込んでいただくようお願いいたします。

◆ 犯罪捜査にご協力を！

利殖勧誘事犯の犯人は、自分に捜査の手が及ばないよう、契約申込者に第三者を利用したり、本人確認書類に偽造した運転免許証のコピー等を使用しています。引き続き、警察からの照会や聞き込みにご協力を願いいたします。また、契約に際し、法律上の本人確認義務を履行するのはもとより、契約者と申込者との関係や利用目的、本人確認書類の真偽等もよく確認していただくほか、多額現金の転送依頼や郵便発送者等からの問い合わせなど、犯罪に利用されている疑いが認められた際は、直ちに最寄りの警察へ連絡していただくようお願いいたします。

担当
警察庁生活安全局
生活経済対策管理官付経済係

犯罪収益移転防止法説明会資料

郵便物受取サービス業者
(私設私書箱)
の法令遵守事項について

平成25年1月

経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課

この資料は以下のアドレスに掲載しています
(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

目次

1. 犯罪収益移転防止法の対象事業者及びその遵守事項
2. 取引時確認の事項
3. 取引時確認の方法
4. 取引時確認の記録の作成及び保存
(参考)取引時確認の記録の参考フォーマット(個人・法人)
5. 取引の記録の作成及び保存
6. 疑わしい取引の届出
7. 改正犯罪収益移転防止法のまとめ(2013年4月1日施行)
(参考)郵便物受取サービス業者に対する是正命令等の手続

1. 犯罪収益移転防止法の対象事業者及びその遵守事項

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

(1)特定事業者(法第2条第2項)
金融機関等、ファイナシスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、**電話転送サービス事業者**等

(2)特定事業者の遵守事項

①取引時確認

(法第4条)

・本人特定事項の確認(旧法の本人確認と同一)及び**取引を行う目的の確認**(申告により確認)

・顧客が自然人(個人)の場合:**職業の確認**(申告により確認)

・顧客が法人の場合:

-**事業内容の確認**(定款、登記事項証明書などにより確認)

-**実質的支配者**(25%を超える議決権を有する者等)**の有無**((通常取引の場合)申告により確認)

⇒有る場合は本人特定事項の確認((通常取引の場合)申告により確認)

(法第6条)

(法第7条)

(新法第8条)(旧法第9条)

(新法10条)

②確認記録の作成及び保存

(法第6条)

③取引記録の作成及び保存

(法第7条)

④行政庁への疑わしい取引の届出

(新法第8条)(旧法第9条)

⑤**取引時確認等を目的的確に行なうための措置**

郵便物受取サービス業者

郵便物受取サービス業者とは、「私設私書箱」、「バーチャルオフィス」、「電話秘書代行」などいかなる名称をもつて顧客と取引しているかを問わず、以下のすべての要件を満たすサービス(郵便物受取サービス)の提供を行う事業者をいいます。

◆自己的居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。

◆顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。

◆受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

2. 取引時確認の事項

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

郵便物受取サービス業者における取引時確認とは

郵便物受取サービス業者は、①郵便物受取サービスを行うことを内容とする契約を締結する場合、②顧客との通常の取引の中で、顧客のなりすまし等が疑われる場合に、以下の(1)から(4)を行わなければなりません。

(1) 公的証明書による本人特定事項の確認

顧客が自然人(個人)の場合：①氏名、②住居、③生年月日
顧客が法人の場合：①名称、②本店又は主たる事務所の所在地

(2) 取引を行う目的の確認(申告により確認)

(3) 顧客が自然人(個人)の場合：職業の確認(申告により確認)

(4) 顧客が法人の場合：

・事業内容の確認(定款、登記事項証明書などにより確認)

・実質的支配者(25%を超える議決権を有する者等)の有無の確認(申告)(有る場合△本人特定事項の確認(申告))

本人確認の対象外となる契約

宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載(※)がない郵便物の受取はしない旨の内容を含む(契約書にその旨記載されている)契約を締結する場合は、2013年3月末まで本人確認の対象外でしたが、この本人確認の適用除外規定は2013年4月1日から撤廃されます。したがって、同日以降のすべての契約を締結するに際して取引時確認を行わなければなりません。
(※)宛先例：「郵便物受取サービス業者 △△△△△ 経由 引渡先△△△△△ 様」

ハイリスク取引時の確認の追加

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)(※)を行う際には、改めて確認が必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。
(※)①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いのある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引

3. 取引時確認の方法

(※赤字部分は2013年4月1日以後の契約締結から適用されます。)

取引時の確認方法

顧客が自然人(個人)の場合

対面の場合

- 下記の公的証明書(原本)の提示、取引の目的及び職業の申告を受ける方法

運転免許証、運転経歴証明書、各種健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、郵便物受取サービス契約に用いる印鑑の印鑑登録証明書など

- 下記の公的証明書(原本)の提示、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の提示、実質的支配者の有無の申告(注)を受ける方法

(注)ハイリスク取引の場合には、株主名簿、有価証券報告書等及び本人確認書類による確認が必要です。非対面も同様です。

- ① 法人
登記事項証明書、法人の名称・所在地の記載ある印鑑登録証明書
- ② 実際の取引を行っている取引担当者
左記の自然人(個人)の場合の公的証明書と同様

非対面の場合

- 上記のほか、住民票などの公的証明書の原本又はコピーの送付(郵送、メール等)、取引の目的及び職業の申告を受けて確認記録に添付するとともに、顧客の住居に宛てて取引関係文書(※)を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- 本人限定郵便(特定事項伝達型)にて取引関係文書を送付する方法
- 公的証明書の原本又はコピーの送付(郵送、メール等)、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の送付、実質的支配者の有無の申告を受けて確認記録に添付するとともに、法人の所在地及び取引担当者の住居に宛てて取引関係文書(※)を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

- (※)取引関係文書の例
- 契約書
 - 使用住所や暗証番号を記した書面
 - 保管する箱を開く顧客ごとの鍵など

注意
法人と契約を締結する場合は、
法人の本人確認に加えて、
取引担当者(個人)の本人確認も必要です。

4. 取引時確認の記録の作成及び保存

(※赤字部分は2013年4月1日以後の契約締結から適用されます。)

確認記録の作成

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、取引時確認を行った場合に確認記録を作成しなければなりません。

確認記録の保存

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、作成した確認記録及び添付資料を郵便物受取サービス契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。

確認記録への記録事項

【顧客に関する事項】

- ✓ 顧客の本人特定事項(個人・氏名・住居・生年月日、法人・名称・所在地)
✓ 代表者等(現に取引の任に当たっている個人)の本人特定事項及び当該代表者等と顧客との関係
✓ 取引を行う目的
- ✓ 顧客が自然人(個人)の場合:顧客の職業
✓ 顧客が法人の場合:事業内容、実質的支配者の有無
✓ 顧客が国・地方公共団体・上場会社等の場合:本人特定事項(名称、所在地その他・地方公共団体・上場会社等を特定するに足りる事項)
✓ 異なる名義を用いる理由
✓ 取引記録を検索するための顧客番号

【取引時確認のためにとった措置等】

- ✓ 取引時確認を行った者
✓ 取引時確認記録を作成した者
✓ 取引時確認を行った取引の種類 →「郵便物受取サービス」
✓ 本人確認書類を特定する事項
✓ 実質的支配者を特定する事項
✓ 本人確認書類上の住居と現住居が異なる場合に、再確認を行った本人確認書類等(例:公共料金領収書)を特定する事項
✓ 取引時確認を行った方法
✓ 本人確認書類の提示を受けたときは、その日付及び時刻(本人確認書類を添付する場合は、時刻の記入は不要)
✓ 本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付(本人確認書類又はその写しを必ず添付)
✓ 取引関係文書を送付(交付)した日付
✓ 営業所等に取引関係文書を送付することにより本人確認を行ったときの、営業所を特定する事項

取引時確認の記録の参考フォーマット(個人)

個人			
取引時確認を行った者 確認記録を作成した者 取引時確認を行った取引の種類 <input checked="" type="checkbox"/> ハイリスク取引 口座番号・顧客番号等 関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項		本人確認書類の写し又は添付資料を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。	
顧客関係			
本人特定事項 本人確認書類		氏名(フリガナ) 住居 生年月日 (西暦) 自己の氏名・名称と異なる名義 (通称) (その理由) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旗券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)		<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
取引を行う目的		通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。	
職業			
ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
	資産及び収入の状況を確認した書類	資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。	
備考			
代表者等(代理人)関係			
本人特定事項等		氏名(フリガナ) 住居 生年月日 (西暦) 顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	
本人確認書類		<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旗券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)		<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)		通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。	
備考			

取引時確認の記録の参考フォーマット(法人)

法 人																															
<p><input type="checkbox"/> 取引時確認を行った者 <input type="checkbox"/> 確認記録を作成した者 <input checked="" type="checkbox"/> 取引時確認を行った取引の種類 <input type="checkbox"/> ハイリスク取引 <input type="checkbox"/> 口座番号・観客番号等 <input type="checkbox"/> 開港取引時確認に係る確認記録を複数するための事項</p>																															
本人確認書類の写し又は添付資料を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。																															
顧 客 關 係																															
<p>本人特定事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称 (フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">所在地</td> <td style="width: 80%;">本人確認書類</td> </tr> <tr> <td>自己の名称と異なる名前 (いわゆる通称)</td> <td>(通称)</td> <td>(その理由)</td> </tr> </table> <p>本人確認書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">発行者</td> <td style="width: 80%;">ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりなしましている様な取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた様なある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引</td> </tr> <tr> <td>現在の所在地を確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地が異なる場合)</td> <td>名称 発行者 記号番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>営業所の場所を確認した書類 (本人確認書類等に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付する場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">発行者</td> <td style="width: 80%;">顧客のうち、以下の者が実質的支配者に該当します。 ①資本多数決の原則を探る法人の場合: 25%を超える議決権を有する者 ②上記①の法人以外の法人: 代表する権限を有している者</td> </tr> <tr> <td>営業所の名称 営業所の所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>取引を行う目的</p> <p>事業の内容</p> <p>事業の内容を確認した書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">発行者</td> <td style="width: 80%;">通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</td> </tr> <tr> <td>名称 発行者 記号番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>実質的支配者 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">(西暦)</td> <td style="width: 80%;">資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。</td> </tr> <tr> <td>氏名・名称 (フリガナ) 住居・所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		名称 (フリガナ)	所在地	本人確認書類	自己の名称と異なる名前 (いわゆる通称)	(通称)	(その理由)	名称	発行者	ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりなしましている様な取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた様なある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引	現在の所在地を確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地が異なる場合)	名称 発行者 記号番号		名称	発行者	顧客のうち、以下の者が実質的支配者に該当します。 ①資本多数決の原則を探る法人の場合: 25%を超える議決権を有する者 ②上記①の法人以外の法人: 代表する権限を有している者	営業所の名称 営業所の所在地			名称	発行者	通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。	名称 発行者 記号番号			生年月日	(西暦)	資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。	氏名・名称 (フリガナ) 住居・所在地		
名称 (フリガナ)	所在地	本人確認書類																													
自己の名称と異なる名前 (いわゆる通称)	(通称)	(その理由)																													
名称	発行者	ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりなしましている様な取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた様なある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引																													
現在の所在地を確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地が異なる場合)	名称 発行者 記号番号																														
名称	発行者	顧客のうち、以下の者が実質的支配者に該当します。 ①資本多数決の原則を探る法人の場合: 25%を超える議決権を有する者 ②上記①の法人以外の法人: 代表する権限を有している者																													
営業所の名称 営業所の所在地																															
名称	発行者	通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。																													
名称 発行者 記号番号																															
生年月日	(西暦)	資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。																													
氏名・名称 (フリガナ) 住居・所在地																															
<p>ハイリスク取引の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">追加で本人特定事項を確認した書類</td> <td style="width: 10%;">名称 発行者 記号番号</td> <td style="width: 80%;">通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</td> </tr> <tr> <td>実質的支配者の有無を確認した書類</td> <td>名称 発行者 記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実質的支配者の本人特定事項を確認した書類</td> <td>名称 発行者 記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産及び収入の状況を確認した書類</td> <td>名称 発行者 記号番号</td> <td>資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。</td> </tr> </table>		追加で本人特定事項を確認した書類	名称 発行者 記号番号	通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。	実質的支配者の有無を確認した書類	名称 発行者 記号番号		実質的支配者の本人特定事項を確認した書類	名称 発行者 記号番号		資産及び収入の状況を確認した書類	名称 発行者 記号番号	資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。																		
追加で本人特定事項を確認した書類	名称 発行者 記号番号	通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。																													
実質的支配者の有無を確認した書類	名称 発行者 記号番号																														
実質的支配者の本人特定事項を確認した書類	名称 発行者 記号番号																														
資産及び収入の状況を確認した書類	名称 発行者 記号番号	資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。																													
代 表 者 等 (取引担当者) 關 係																															
<p>本人特定事項等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称 (フリガナ)</td> <td style="width: 10%;">住居</td> <td style="width: 80%;">提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>顧客との關係</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>顧客のための取引の任に当たっても認めた理由</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>本人確認書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">印鑑登録証明書 戸籍謄本又は抄本 住民票の写し又は記載事項証明書 各種健康診査証 国民年金手帳・身体障害者手帳等 運転免許証・運転経験証明書 在留カード・特別永住者証明書 住民基本台帳カード 旅券・乗員手帳 その他の官庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) その他の官庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) 外国政府又は国際機関が発行した書類等</td> <td style="width: 10%;">名称 発行者 記号番号</td> <td style="width: 80%;">対面取引 原本の提示 年月日 () 時刻 () 取引関係文書の送付 年月日 () 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () 本人確認書類 (写し) の添付 □ 有 □ 無 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()</td> </tr> </table> <p>現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称 発行者 記号番号</td> <td style="width: 10%;">名称 発行者 記号番号</td> <td style="width: 80%;">非対面取引 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日 () 取引関係文書の送付 年月日 () 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () 本人確認書類 (写し) の添付 □ 有 □ 無 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()</td> </tr> </table> <p>追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称 発行者 記号番号</td> <td style="width: 10%;">名称 発行者 記号番号</td> <td style="width: 80%;">通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</td> </tr> </table>		名称 (フリガナ)	住居	提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。	生年月日			顧客との關係			顧客のための取引の任に当たっても認めた理由			印鑑登録証明書 戸籍謄本又は抄本 住民票の写し又は記載事項証明書 各種健康診査証 国民年金手帳・身体障害者手帳等 運転免許証・運転経験証明書 在留カード・特別永住者証明書 住民基本台帳カード 旅券・乗員手帳 その他の官庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) その他の官庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) 外国政府又は国際機関が発行した書類等	名称 発行者 記号番号	対面取引 原本の提示 年月日 () 時刻 () 取引関係文書の送付 年月日 () 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () 本人確認書類 (写し) の添付 □ 有 □ 無 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	名称 発行者 記号番号	名称 発行者 記号番号	非対面取引 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日 () 取引関係文書の送付 年月日 () 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () 本人確認書類 (写し) の添付 □ 有 □ 無 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	名称 発行者 記号番号	名称 発行者 記号番号	通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。									
名称 (フリガナ)	住居	提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。																													
生年月日																															
顧客との關係																															
顧客のための取引の任に当たっても認めた理由																															
印鑑登録証明書 戸籍謄本又は抄本 住民票の写し又は記載事項証明書 各種健康診査証 国民年金手帳・身体障害者手帳等 運転免許証・運転経験証明書 在留カード・特別永住者証明書 住民基本台帳カード 旅券・乗員手帳 その他の官庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) その他の官庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) 外国政府又は国際機関が発行した書類等	名称 発行者 記号番号	対面取引 原本の提示 年月日 () 時刻 () 取引関係文書の送付 年月日 () 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () 本人確認書類 (写し) の添付 □ 有 □ 無 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()																													
名称 発行者 記号番号	名称 発行者 記号番号	非対面取引 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日 () 取引関係文書の送付 年月日 () 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () 本人確認書類 (写し) の添付 □ 有 □ 無 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()																													
名称 発行者 記号番号	名称 発行者 記号番号	通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。																													
備考																															

5. 取引の記録の作成及び保存

取引記録の作成

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスに係る業務において現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る取引を行った場合、取引記録を作成しなければなりません。

取引記録への記録事項

- ①確認記録を検索するための事項
(氏名や取引を特定する事項)
- ②取引の日付・種類
(○○日 受取、○○日 引渡)
- ③取引に係る財産の価額
- ④現金の郵送元、郵送先の名義、
その他移転について特定する事項
(郵送元・郵送先の宛名、住所、
受取りにきた事業者(バイク便等)の名称、連絡先 等)

郵便物受取サービスにおいては現金(1万円以上)を内容とする郵便物を取り扱う場合、取引記録を作成する義務が生じます。

ただし、業務を円滑に運営・遂行していくためにも、すべての取引について記録を行つていただきことが望ましく、また、左記の記録事項を満たす取引の帳簿・伝票等を利用することで、取引記録を作成するといった例も考えられます。

取引記録の保存

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、作成した取引記録をその取引の行われた日から7年間保存しなければなりません。

6. 疑わしい取引の届出

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

郵便物受取サービス業者が取引時確認認等を的確に行うための措置

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、①取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、確認した事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じ、②教育訓練の実施その他の必要な体制整備に努めなければなりません。
- ◆ 郵便物受取サービス業者は、取引時確認の結果等を勘案して、郵便物受取サービスに係る業務において收受した財産が犯罪による収益である疑い、又はそれらの事実の仮装・隠匿行為を行っている疑いがある場合には、速やかに、行政庁に届け出なければなりません。
 - ⇨ 郵便物受取サービス業者は、経済産業大臣に届出を行います。
- ◆ 郵便物受取サービス業者は、疑わしい取引の届出を行う際、それを行おうとしたことまたは行ったことを客やその関係者に漏らしてはいけません。

疑わしい取引とは

- <郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)>
- 1. 顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことが、うかがわれる取引
 - 2. 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、眞の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引
 - 3. 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便物受取サービス契約を希望する取引
 - 4. 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引
 - 5. 顧客宛にヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があつた取引
 - 6. 顧客が架空名義又は偽名で契約をしている疑いがある取引
 - 7. 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引
 - 8. 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
 - 9. 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引
 - 10. その他(公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があつた取引等)

7. 改正犯罪収益移転防止法のまとめ（2013年4月1日施行）

顧客との取引時ににおける確認事項の追加

- ①取引を行う目的の確認（申告による確認）
②顧客が自然人（個人）の場合：職業の確認（申告による確認）
③顧客が法人の場合：
・事業内容の確認（定款、登記事項証明書などによる確認）
・実質的支配者（25%を超える議決権を有する者等）の有無（申告）（有る場合△本人特定事項の確認（申告））

ただし、ハイリスク取引の場合には、株主名簿、有価証券報告書等及び本人確認書類による確認が必要です。

本人確認の適用除外規定の撤廃

郵便物受取サービス契約に際して本人確認の対象から除かれる取引（※）が撤廃され、すべての契約に本人確認及び記録作成・保存の義務がかかります。
(※)宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物の受取はしない旨をその内容に含む契約

ハイリスク取引時の確認の追加

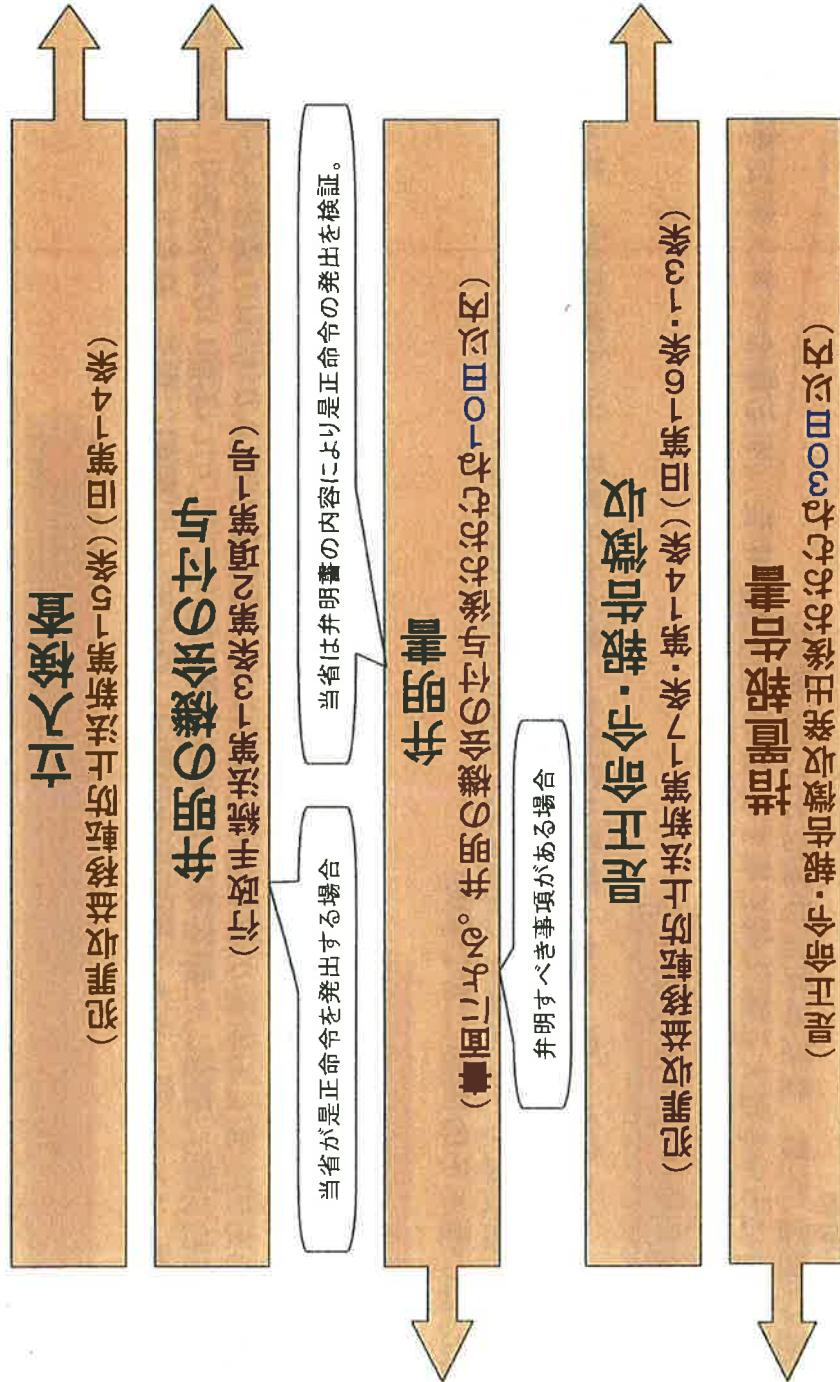
マネー・ローンダリングのリスクの高い取引（ハイリスク取引）（※）を行う際には、改めて確認が必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。
(※)①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等に係る疑いのある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引

郵便物受取サービス業者が取引時確認等を的確に行うための措置

- ①取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、確認した事項に係る情報を最新の内容に保つたための措置を講ずること
- ②教育訓練の実施その他必要な体制整備に努めること

(参考) 郵便物受取サービス業者に対する是正命令等の手続

郵便物受取サービス業者



- 是正命令違反
違反者：2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科 (犯収法新第24条) (旧第23条)
法人併科：3億円以下の罰金 (犯収法新第29条第1号) (旧第28条第1号)
- 報告拒否・虚偽報告
違反者：1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科 (犯収法新第25条第1号) (旧第24条第1号)
法人併科：2億円以下の罰金 (犯収法新第29条第2号) (旧第28条第2号)

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について (郵便物受取サービス業者)

平成24年12月
経済産業省
商務情報政策局
商取引監督課

本文書は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年3月31日法律第22号) (以下「法」という。) の改正にあたり、第2条第2項第41号 (現行の同条同項第38号) に規定する特定事業者 (以下「郵便物受取サービス業者」という。) が法第4条に規定する取引時確認義務、法第8条 (現行の第9条) に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いをすることを妨げるものではない。

1 取引を行う目的の類型

以下は、郵便物受取サービス業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」(平成20年政令第20号) 第7条第1項第6号 (現行の第8条第1項第6号) に掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである (複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、類型の表現を郵便物受取サービス業者の利用者にとってより分かりやすいものにする一方で、更に詳細な類型等により確認することとしても差し支えない。

また、郵便物受取サービス業者が「取引を行う目的」を確認するに当たっては、郵便物受取サービス契約を締結する際の申込書・規約等により、当該内容を確認できる場合は、「取引を行う目的」は明白であることから、改めて確認する必要はない。

- セキュリティ対策やプライバシー保護のため
- 自社／自己宛ての大量の郵便物・書類の保管のため
- 賃借料金や保管業務コスト削減のため
- 郵便物・書類管理の能率を向上するため
- 一般の郵便物と分けて受け取りたいものがあるため
- 出張時、長期不在、海外居住等の場合の連絡拠点として郵便物を受け取りたいため
- その他 (_____)

2 職業及び事業内容の類型

以下は、郵便物受取サービス業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、顧客が自然人（個人）である場合にあっては「職業」、顧客が法人である場合にあっては「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、個別の業務・取引の実態等に応じ、これ以外の類型等により確認することとしても差し支えない。

また、郵便物受取サービス業者が「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たっては、郵便物受取サービス契約を締結する際の申込書・規約等により、当該内容を確認できる場合は、「職業」又は「事業の内容」は明白であることから、改めて確認する必要はない。

職業 (顧客が自然人（個人）の場合)	事業の内容 (顧客が法人の場合)
<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 農林／林業／漁業
<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> 建設業
<input type="checkbox"/> 派遣社員等	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	<input type="checkbox"/> 運輸業
<input type="checkbox"/> 年金受給	<input type="checkbox"/> 卸売／小売業
<input type="checkbox"/> その他（_____）	<input type="checkbox"/> 金融業／保険業
	<input type="checkbox"/> 不動産業
	<input type="checkbox"/> サービス業
	<input type="checkbox"/> その他（_____）

3 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の郵便物受取サービス業者によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとすべく、法第10条に規定する「体制の整備」に関連して、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各郵便物受取サービス業者において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれの程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

（1）取引時確認の完了前に顧客等と行う取引に関する措置

郵便物受取サービス業に係る取引については、送付される郵便物の内容物が外形からは判別困難であること、及び必ずしも当該顧客等との次の接触が想定さ

れるとは限らないことから、当該顧客等への郵便物の引渡し時点までに、本人確認が実施されていること。

(2) 非対面取引に関する措置

非対面取引については、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年2月1日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第5条第1項第1号ロ及びハ(現行の第3条第1項第1号ロ及びハ)に規定する「取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等」として送付することは当然のこととして、以下に例示するように、顧客等と取引の相手方の同一性判断に慎重を期するなどして、十分に注意を払うこと。

例えば、当該顧客等に対して電話による所在確認をするほか、本人確認書類がある場合にはその有効期限を確認するとともに、当該本人確認書類に偽造の疑い(複数の申込書に同一の写真が用いられている、運転免許証の発行年月日が生年月日から起算して整合性がとれていない等)がないか確認する。仮に、本人確認書類に偽造の疑いがある場合には所轄の警察署に相談すること。

(3) 対面取引に関する措置

対面取引についても、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。

(4) 顧客等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項について、顧客等がこれを偽っている(例えば、マネー・ローンダーリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。)などの疑いがあるかどうかを的確に判断するため、当該顧客等について、取引時確認事項を最新の内容に保つよう取り組み、取引の状況を的確に把握するなどして、十分に注意を払うこと。

4 本文書の適用について

本文書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成23年4月28日法律第31号)の全面施行の日(平成25年4月1日)から適用するものとする。

個人																																								
<p>取引時確認を行った者 確認記録を作成した者 取引時確認を行った取引の種類 <input checked="" type="checkbox"/> ハイリスク取引 <input type="checkbox"/> 口座番号・顧客番号等 関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項</p>																																								
<p>本人確認書類の写し又は添付資料を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。</p>																																								
顧客関係																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本人特定事項</td> <td> <p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>自己の氏名・名称と異なる名義 (いわゆる通称) を用いる場合</p> </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; width: 30%;"> <p>ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりますしている疑いがある取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引</p> </td> </tr> <tr> <td>本人確認書類</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> </tr> <tr> <td>現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引を行う目的</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> <p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイリスク取引の場合</td> <td>追加で本人特定事項を確認した書類</td> <td> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> </tr> <tr> <td>資産及び収入の状況を確認した書類</td> <td> <p>資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">代表者等（代理人）関係</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本人特定事項等</td> <td> <p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</p> </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; width: 30%;"> <p>提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。</p> </td> </tr> <tr> <td>本人確認書類</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> </tr> <tr> <td>現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td> <p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td>追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)</td> <td> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">備考</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		本人特定事項	<p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>自己の氏名・名称と異なる名義 (いわゆる通称) を用いる場合</p>	<p>ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりますしている疑いがある取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引</p>	本人確認書類	<p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>		取引を行う目的	<p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p>		職業			ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	<p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	資産及び収入の状況を確認した書類	<p>資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。</p>	代表者等（代理人）関係			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本人特定事項等</td> <td> <p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</p> </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; width: 30%;"> <p>提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。</p> </td> </tr> <tr> <td>本人確認書類</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> </tr> <tr> <td>現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td> <p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td>追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)</td> <td> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">備考</td> </tr> </table>			本人特定事項等	<p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</p>	<p>提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。</p>	本人確認書類	<p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	<p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p>	追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	<p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>		備考		
本人特定事項	<p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>自己の氏名・名称と異なる名義 (いわゆる通称) を用いる場合</p>	<p>ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりますしている疑いがある取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引</p>																																						
本人確認書類	<p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>																																							
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>																																							
取引を行う目的	<p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p>																																							
職業																																								
ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	<p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>																																						
	資産及び収入の状況を確認した書類	<p>資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。</p>																																						
代表者等（代理人）関係																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本人特定事項等</td> <td> <p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</p> </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; width: 30%;"> <p>提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。</p> </td> </tr> <tr> <td>本人確認書類</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> </tr> <tr> <td>現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td> <p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td>追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)</td> <td> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">備考</td> </tr> </table>			本人特定事項等	<p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</p>	<p>提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。</p>	本人確認書類	<p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	<p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p>	追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	<p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>		備考																										
本人特定事項等	<p>氏名（フリガナ） 住居 生年月日 (西暦)</p> <p>顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</p>	<p>提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。</p>																																						
本人確認書類	<p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>																																							
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領收証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等</p> <p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>	<p>通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。</p>																																						
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	<p>名称 () 発行者 () 記号番号 ()</p>																																							
備考																																								

法 人		本人確認書類の写し又は添付資料を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。	
<input type="checkbox"/> 取引時確認を行った者 <input type="checkbox"/> 確認記録を作成した者 <input checked="" type="checkbox"/> 取引時確認を行った取引の種類 □ ハイリスク取引 <input type="checkbox"/> 口座番号・勘合番号等 <input type="checkbox"/> 関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			
顧 客 關 係			
本人特定事項 氏名 (フリガナ) 所在地 自己の名跡と異なる名跡 (いわゆる通称) を用いる場合 (通称) (その理由)		ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。 ※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引 ②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引 ③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引	
本人確認書類 現在の所在地を確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地が異なる場合) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他の官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 発行者 () 記号番号 ()		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 発行者 () 記号番号 ()	
現在の所在地を確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地が異なる場合) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他の官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 発行者 () 記号番号 ()		顧客のうち、以下の者が実質的支配者に該当します。 ①資本多數決の原則を採る法人の場合 25%を超える権限を有する者 (上記①)の法人以外の法人 代表する権限を有している者	
取引を行う目的 事業の内容		<input type="checkbox"/> 対面取引 原本の提示 年月日 () 時刻 ()	
事業の内容を確認した書類 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> その他の法令により法人が作成する書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他の官公庁から発行又は発給された書類等 名称 発行者 () 記号番号 ()		<input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (写し) の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	
実質的支配者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 非対面取引 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (写し) の添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	
資産及び収入の状況を確認した書類 <input type="checkbox"/> 生年月日 (西暦)		<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (写し) の提示又は送付を受けた日と異なる日に確認した場合 <input type="checkbox"/> 取引を行う目的 年月日 () <input type="checkbox"/> 事業の内容 年月日 () <input type="checkbox"/> 実質的支配者の有無等 年月日 () <input type="checkbox"/> 資産及び収入の状況 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	
備考		<input type="checkbox"/> 事業の内容を確認した方法 () () <input type="checkbox"/> 実質的支配者の有無を確認した方法 () <input type="checkbox"/> 実質的支配者の本人特定事項を確認した方法 () <input type="checkbox"/> 資産及び収入の状況を確認した方法 ()	
代表者等(取引担当者)関係			
本人特定事項等 氏名 (フリガナ) 住居 生年月日 顧客との關係 顧客のための取引の任に当たっていると認めた理由		提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。	
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳・身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運送免許証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳 <input type="checkbox"/> その他の官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> その他の官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 発行者 () 記号番号 ()		<input type="checkbox"/> 対面取引 <input type="checkbox"/> 原本の提示 年月日 () 時刻 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (写し) の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	
現在の住居を確認した書類 (本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)		<input type="checkbox"/> 非対面取引 <input type="checkbox"/> 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付 年月日 () <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (写し) の添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類の確認 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	
追加で本人特定事項を確認した書類 <input type="checkbox"/> 名称 発行者 () 記号番号 ()		通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。	
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合) <input type="checkbox"/> 名称 発行者 () 記号番号 ()			
備考			

